

奈良市公報

号外第13号

平成19年 6月25日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 1
- 都市景観形成建築物等の指定…………… 2
- 住民票の職権消除…………… 2
- 農用地利用集積計画の縦覧…………… 2
- 住居番号の変更…………… 2
- 結核指定医療機関の指定…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 道路の位置指定…………… 3
- 奈良市食育推進会議設置要綱…………… 3
- 奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者の指定…………… 3
- 奈良市指定管理者選定委員会設置要綱…………… 4
- 自動車臨時運行許可番号の失効…………… 4
- 開発行為に関する工事の完了…………… 5
- 都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画の変更（3件）…………… 5
- 指定管理者の指定…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 道路の区域変更…………… 6
- 道路の供用開始……………21
- 道路の区域決定……………36
- 道路の供用開始……………36
- 奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………36
- 平城京左京三条二坊宮跡庭園の休園……………39
- 街区の区域変更……………39
- 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示……………39
- 奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱……………40
- 奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示……………43
- 都市計画道路事業の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの公衆縦覧（2件）……………43
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出……………43
- 生活保護法の規定による医療機関の指定……………43
- 生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の休止の届出……………44
- 結核指定医療機関の指定……………44

- 奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱を廃止する告示……………44
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示……………44
- 予防接種の実施……………47
- 奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱……………47
- 奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示……………51
- 奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示……………52
- 奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示……………55
- 奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示……………55
- 奈良市家族介護慰労金支給要綱の一部を改正する告示……………55
- 奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱を廃止する告示……………56
- 生活保護法の規定による施術者の指定……………56

告 示

奈良市告示第145号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年 3月16日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成19年 3月16日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市告示第146号

奈良市都市景観条例(平成2年奈良市条例第12号)第14条第1項の規定により都市景観形成建築物等の指定をしたので、同条第6項及び奈良市都市景観条例施行規則(平成2年奈良市規則第21号)第8条の規定により次のとおり告示します。

平成19年3月16日

奈良市長 藤原 昭

名 称	絹谷家住宅
所 在 地	奈良市元林院町4番地
概 要	本二階形式 桁行 14.07メートル 梁間 15.55メートル 切妻造、棧瓦葺

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市告示第147号

次に掲げる者は、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第8条に規定する事由が生じたので、同令第12条第1項の規定により、その住民票を職権で削除しましたが、その通知を受けるべき者の住所等が不明のため、同条第4項後段の規定により公示します。

なお、この処分に不服のある者はこの処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に奈良市長に対して異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決があったことを知った日から6箇月以内に、奈良市を被告として提起することができます。この訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。

平成19年3月16日

奈良市長 藤原 昭

以下省略

(平成19年3月16日揭示済)

奈良市告示第148号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、当該農用地利用集積計画を次のとおり縦覧します。

平成19年3月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 農用地利用集積計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市文化経済部農林課内

(平成19年3月19日揭示済)

奈良市告示第149号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第3条第3項の規定により、次のとおり住居番号を変更したので、同条第4項の規定により告示します。

平成19年3月19日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成19年3月19日揭示済)

奈良市告示第150号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により告示します。

平成19年3月19日

奈良市長 藤原 昭

名 称	所 在 地	指 定 年月日
よもさ痛みのクリニック	奈良市四条大路五丁目1-55	平成19年3月9日
酒井内科医院	奈良市南京終町一丁目19-3-5	平成19年3月12日
まえた整形外科	奈良市東紀寺町二丁目10-13	平成19年3月13日
にいのみ小児科	奈良市藤ノ木台三丁目4-17	平成19年3月15日
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成19年3月15日

(平成19年3月19日揭示済)

奈良市告示第151号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年3月19日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成19年 3月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略
(平成19年 3月19日揭示済)

奈良市告示第152号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定したので建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により公告します。

平成19年 3月19日

奈良市長 藤原 昭

申請者住所	奈良市佐保台西町85番地
申請者氏名	新都市開発株式会社 代表取締役 吉岡 正治
道路の位置	奈良市高畑町654番地の4の一部、654番地の5、654番地の6、654番地の7の一部、654番地の8の一部及び654番地の9の一部
道路の幅員	最大5.0m 最小5.0m
道路の延長	20.59m
指定年月日	平成19年 3月19日
指定番号	第18022号

(平成19年 3月19日揭示済)

奈良市告示第153号及び第154号は、奈良市公報号外第6号に掲載

奈良市告示第155号

奈良市食育推進会議設置要綱を次のように定める。
平成19年 3月22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市食育推進会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 食育基本法（平成17年法律第63号）に定める食育に関する基本理念にのっとり、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市食育推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 本市の食育推進計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要

事項について審議し、及び食育の推進に関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 推進会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見を聴き、又は会議に際して関係者に対し資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、奈良市保健所において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市告示第156号

奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者規則（平成17年奈良市規則第51号）第4条第1項の規定により奈良市簡易水道指定給水装置工事事業者を指定したので、同規則第10条の規定により次のとおり公示します。

平成19年 3月22日

奈良市長 藤原 昭

名称	代表者氏名	所在地	指定日
久保電業	代表者 久保 弘二	奈良県奈良市針ヶ 別所町659番地	平成19年 3月22日

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市告示第157号

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成19年3月22日

奈良市長 藤原 昭

奈良市指定管理者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年奈良市条例第85号。以下「条例」という。）第5条第2項の規定に基づき、市長の指定する指定管理者に係る奈良市指定管理者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、指定候補者の選定についての審査その他指定候補者の選定に関し市長が必要と認める事項を所掌する。

(組織)

第3条 委員会は、指定候補者の選定ごとに設置し、委員6人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。この場合において、指定管理者を公募により指定しようとするときは、第2号に掲げる者が委員の半数を超えないものとする。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する部の長その他の市職員
- (3) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱され、又は任命された場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

4 前項に規定する場合を除き、委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該指定候補者の選定についての審査が終了したときまでとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、任期中であっても解嘱し、又は解任することができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(審査)

第5条 委員会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会議は、公開しないものとする。

(審査の基準)

第6条 委員会は、条例第4条第1項に規定する選定の基準に従い、指定候補者の選定について審査しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らすてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(報告)

第8条 委員長は、委員会の審査を行ったときは、その結果を市長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、指定候補者を選定しようとする公の施設を所管する課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成19年3月22日から施行する。

(平成19年3月22日揭示済)

奈良市告示第158号

次の自動車臨時運行許可番号は失効したので告示します。
平成19年3月22日

奈良市長 藤原 昭

自動車臨時運行許可番号標番号	失効年月日	許可を受けた者の住所及び氏名	許可年月日
奈良2199	平成19年3月22日	奈良市学園大和町五丁目225 奥田 嘉文	平成13年12月12日
奈良2151	平成19年3月22日	(兵庫県神戸市北区西山1-8-8) 兵庫県西宮市高須町2-1-27-907 山崎 益	平成15年1月16日
奈良2259	平成19年3月22日	大和郡山市矢田山町91-1 福井 実	平成16年1月16日
奈良2332	平成19年3月22日	奈良市菅野台7-2 藪内 光男	平成18年1月5日
奈良2278	平成19年3月22日	住所不詳 オカハシ ヨシフミ	平成18年9月1日
奈良2331	平成19年3月22日	奈良市奈保町21-6 株式会社 榎本レッカー 杉田 大志郎	平成18年9月21日
奈良2216	平成19年3月22日	奈良市宝来四丁目91-8-1 オニクス宝来 水島 和範	平成18年10月4日

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年 3月22日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成19年 2月 5日 奈良市指令都整開 第06A-53号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成19年 3月22日 第1045号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市大安寺町565番地の1及び565番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市芝辻町1番地
西田 順紀

(平成19年 3月22日揭示済)

奈良市告示第160号は、奈良市公報号外第14号に掲載

奈良市告示第161号

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年 3月23日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る予定処理区域
奈良市公共下水道（青山処理区）
- 2 変更に係る工事完了の予定年月日
平成26年 3月31日
- 3 縦覧期間
平成19年 3月23日から平成19年 4月 5日まで
- 4 意見申出の要領
この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市都市整備部下水道建設課に平成19年 4月 5日までに申し出てください。
- 5 変更に係る事業計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部下水道建設課
(平成19年 3月23日揭示済)

奈良市告示第162号

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案

を公衆の縦覧に供します。

平成19年 3月23日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る予定処理区域
奈良市公共下水道（佐保台処理区）
- 2 変更に係る工事完了の予定年月日
平成26年 3月31日
- 3 縦覧期間
平成19年 3月23日から平成19年 4月 5日まで
- 4 意見申出の要領
この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市都市整備部下水道建設課に平成19年 4月 5日までに申し出てください。
- 5 変更に係る事業計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部下水道建設課
(平成19年 3月23日揭示済)

奈良市告示第163号

大和都市計画下水道事業奈良市公共下水道の事業計画を変更するため、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により次のとおり公示し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成19年 3月23日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る予定処理区域
奈良市公共下水道（平城処理区）
- 2 変更に係る工事完了の予定年月日
平成26年 3月31日
- 3 縦覧期間
平成19年 3月23日から平成19年 4月 5日まで
- 4 意見申出の要領
この事業計画について意見を申し出ようとする者は、奈良市都市整備部下水道建設課に平成19年 4月 5日までに申し出てください。
- 5 変更に係る事業計画の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部下水道建設課
(平成19年 3月23日揭示済)

奈良市告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、西大寺北地域ふれあい会館の指定管理者を指定したので、次のとおり告示します。

平成19年 3月26日

奈良市長 藤原 昭

- 1 指定管理者の所在地及び名称
奈良市西大寺東町二丁目2番14号
西大寺北地区自治連合会

会長 尼崎勝己

2 指定管理者の指定の期間

開館の日から平成20年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の使用に関すること。
- (2) 奈良市西大寺北地域ふれあい会館の施設及び附属設備の管理に関すること。
- (3) その他市長が定めること。

(平成19年3月26日揭示済)

奈良市告示第165号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成19年3月27日

奈良市長 藤原 昭

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成19年3月27日

3 移動対象区域

近鉄あやめ池駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成19年3月27日揭示済)

奈良市告示第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成19年3月27日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成19年2月27日 奈良市指令都整開 第06A-54号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成19年3月27日 第1046号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市神殿町547番地、548番地、549番地、550番地、653番地の3及び658番地の1

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区芝3丁目22番8号

オリックス・アルファ株式会社

取締役社長 坂本 修二

(平成19年3月27日揭示済)

奈良市告示第167号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年3月28日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
14	六条石木線	六条二丁目1120番 地先から 六条三丁目1107番2 地先まで	前 後	5.75~7.48 6.35~7.48	202.47 202.47	
15	六条石木線	六条二丁目857番3 地先から 六条二丁目863番1 地先まで	前 後	6.51~6.84 6.51~7.50	27.31 27.31	
16	鳥見二名線	鳥見町四丁目3番1 地先から 鳥見町三丁目18番6 地先まで	前 後	8.01~8.42 8.01~8.16	185.15 185.15	
17	大極線	二条大路南二丁目176番2 地先から 二条大路南三丁目174番8 地先まで	前 後	6.30~9.70 7.77~9.47	112.42 112.42	
18	杏神殿線	杏町307番6 地先から 杏町414番1 地先まで	前 後	7.30~7.57 7.30~7.90	112.88 112.89	
19	杏神殿線	東九条町814番6 地先から 東九条町673番1 地先まで	前 後	4.30~8.15 6.10~8.15	63.60 63.60	
20	北之庄八島線	横井四丁目854番1 地先から 八島町89番3 地先まで	前 後	1.90~3.42 3.40~6.05	304.84 303.33	
21	下狭川線	下狭川町2082番 地先から 下狭川町1578番1 地先まで	前 後	3.20~8.00 3.20~7.00	50.13 50.13	
22	丹生北野山線	北野山町646番1 地先から 北野山町607番1 地先まで	前 後	5.40~7.82 6.60~8.20	59.03 59.03	
23	水間別所線	別所町455番2 地先から 別所町464番 地先まで	前 後	3.20~8.50 3.55~9.10	233.72 232.58	
24	東部第9号線	須川町262番 地先から 須川町262番 地先まで	前 後	3.70~4.90 4.00~6.95	56.20 56.20	
25	東部第24号線	須川町1656番 地先から 須川町1753番 地先まで	前 後	1.80~4.00 4.10~4.80	39.10 39.10	
26	東部第25号線	須川町1845番2 地先から 須川町1781番1 地先まで	前 後	2.25~8.95 5.10~8.95	199.64 195.76	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園大和町二丁目888番2 地先から 学園大和町二丁目81番 地先まで	前 後	15.38~18.30 15.36~20.33	194.25 194.25	
2	登美ヶ丘中町線	学園大和町二丁目1番87 地先から 学園大和町二丁目125番10 地先まで	前 後	16.18~18.70 17.83~19.86	133.28 133.28	
3	中町線	中町519番8 地先から 大塚町651番1 地先まで	前 後	5.70~8.60 6.30~8.83	44.76 44.72	
4	二条谷田線	学園中3丁目705番64 地先から 学園大和町一丁目304番 地先まで	前 後	15.90~16.05 15.98~16.05	199.13 217.77	
5	三条線	登大路町48番1 地先から 高畑町1165番1 地先まで	前 後	9.97~11.27 10.00~11.11	156.93 156.93	
6	奈良阪南田原線	押蓮町835番2 地先から 神功四丁目1番4 地先まで	前 後	24.10~24.12 23.62~24.10	106.25 106.25	
7	二条線	油留木町22番3 地先から 油留木町24番 地先まで	前 後	5.15~6.24 5.49~6.38	45.57 45.57	
8	二条線	花芝町14番2 地先から 坊屋敷町3番4 地先まで	前 後	3.78~6.11 3.68~6.11	74.33 74.33	
9	二条線	豊浦池町11番1 地先から 豊浦池町1番 地先まで	前 後	3.70~6.39 3.98~6.30	76.82 76.82	
10	大森高畑線	大森町48番 地先から 西木江町35番1 地先まで	前 後	12.00~17.39 12.20~19.20	604.33 604.33	
11	二名線	二名三丁目1152番5 地先から 二名五丁目1270番1 地先まで	前 後	6.51~7.15 6.51~7.15	78.89 78.89	
12	二名学園前線	学園緑ヶ丘二丁目2830番6 地先から 学園緑ヶ丘二丁目2844番 地先まで	前 後	5.48~7.55 5.48~8.10	72.70 72.70	
13	二名学園前線	学園新田町2902番1 地先から 学園新田町2930番1 地先まで	前 後	4.70~5.56 4.70~5.56	35.08 35.08	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
40	東部第183号線	邑地町2403番1 地先から 邑地町2428番2 地先まで	前	2.90~3.30	72.33	
			後	2.90~4.10	72.33	
41	東部第197号線	丹生町680番2 地先から 丹生町701番1 地先まで	前	2.00~6.00	136.34	
			後	2.10~5.70	136.34	
42	東部第198号線	水間町1836番1 地先から 水間町1861番1 地先まで	前	3.00~4.75	118.94	
			後	3.30~5.55	120.24	
43	東部第206号線	柳生町1032番1 地先から 柳生町1055番1 地先まで	前	3.00~4.00	96.84	
			後	3.10~5.10	96.84	
44	東部第208号線	柳生町339番5 地先から 柳生町397番2 地先まで	前	3.30~4.13	43.95	
			後	3.65~4.00	43.95	
45	東部第217号線	智多林町623番 地先から 智多林町614番 地先まで	前	2.40~2.50	61.45	
			後	2.40~3.36	61.45	
46	東部第218号線	此瀬町209番1 地先から 此瀬町268番1 地先まで	前	3.20~6.40	107.24	
			後	4.50~8.05	108.24	
47	東部第228号線	香掛町432番1 地先から 香掛町431番1 地先まで	前	2.70~3.60	15.25	
			後	2.70~3.60	15.25	
48	東部第235号線	水間町2452番 地先から 水間町2581番 地先まで	前	3.80~5.50	102.14	
			後	3.80~5.50	102.14	
49	東部第242号線	別所町524番 地先から 別所町533番 地先まで	前	2.80~7.00	176.81	
			後	3.55~7.00	176.81	
50	東部第244号線	水間町2838番 地先から 水間町3283番 地先まで	前	3.00~5.50	52.48	
			後	3.00~4.40	52.48	
51	東部第255号線	若荷町17番1 地先から 若荷町632番1 地先まで	前	4.00~7.00	105.54	
			後	6.10~7.20	105.54	
52	東部第257号線	南田原町842番 地先から 南田原町884番 地先まで	前	1.80~4.80	62.86	
			後	1.80~9.00	65.76	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
27	東部第44号線	須川町462番 地先から 須川町437番 地先まで	前	3.05~9.00	112.22	
			後	4.50~9.00	112.22	
28	東部第57号線	法用町271番 地先から 法用町217番1 地先まで	前	2.60~4.50	67.16	
			後	3.00~4.90	67.16	
29	東部第58号線	生疏里町269番 地先から 生疏里町276番 地先まで	前	3.00~5.00	67.57	
			後	3.20~5.50	67.57	
30	東部第62号線	生疏里町107番 地先から 生疏里町106番 地先まで	前	2.10~2.70	70.29	
			後	2.50~4.40	70.29	
31	東部第86号線	法用町25番3 地先から 法用町931番 地先まで	前	2.50~4.05	194.84	
			後	2.60~4.25	194.84	
32	東部第97号線	下狭川町787番 地先から 下狭川町736番 地先まで	前	2.00~7.00	162.54	
			後	2.20~11.10	164.81	
33	東部第107号線	下狭川町2818番 地先から 下狭川町2880番1 地先まで	前	4.00~8.50	76.44	
			後	4.80~10.70	76.44	
34	東部第135号線	大柳生町3092番1 地先から 大柳生町1989番 地先まで	前	1.50~3.00	55.31	
			後	1.50~3.00	55.31	
35	東部第138号線	大柳生町2405番1 地先から 大柳生町2391番 地先まで	前	2.70~5.00	85.28	
			後	2.70~9.30	81.62	
36	東部第144号線	大平尾町782番 地先から 大平尾町598番 地先まで	前	2.20~17.00	284.07	
			後	2.50~17.00	281.06	
37	東部第147号線	大慈仙町903番 地先から 大慈仙町900番 地先まで	前	4.00~7.50	59.62	
			後	4.50~8.30	60.64	
38	東部第151号線	忍辱山町1299番1 地先から 忍辱山町1292番1 地先まで	前	2.10~4.50	147.02	
			後	2.50~5.40	147.02	
39	東部第174号線	興ヶ原町1129番 地先から 興ヶ原町886番1 地先まで	前	0.70~3.20	156.43	
			後	2.30~3.80	154.22	

整理番号	路 線 名	区 間	変 更 前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
66	東部第309号線	北椿尾町496番3 地先から 北椿尾町494番 地先まで	前	2.20~6.00	95.74	
			後	5.10~9.50	95.74	
67	東部第319号線	中畑町1038番1 地先から 中畑町1036番 地先まで	前	1.30~4.20	28.23	
			後	1.30~4.20	28.23	
68	東部第319号線	南椿尾町1902番1 地先から 南椿尾町195番 地先まで	前	2.00~7.00	70.09	
			後	2.50~7.50	70.09	
69	東部第326号線	米谷町1946番1 地先から 米谷町38番1 地先まで	前	7.70~14.00	45.82	
			後	7.70~12.60	45.82	
70	東部第335号線	興隆寺町819番 地先から 興隆寺町83番 地先まで	前	1.60~3.50	94.50	
			後	1.60~3.50	94.50	
71	東部第340号線	南椿尾町211番1 地先から 南椿尾町217番1 地先まで	前	2.60~11.00	128.49	
			後	5.10~11.00	130.79	
72	東部第351号線	高樋町817番1 地先から 虚空蔵町71番 地先まで	前	2.50~3.00	44.32	
			後	2.50~3.00	44.32	
73	東部第372号線	狭川東町1330番1 地先から 狭川東町753番 地先まで	前	0.00~6.45	86.44	
			後	2.25~6.45	89.32	
74	東部第377号線	北椿尾町1040番 地先から 北椿尾町998番2 地先まで	前	7.90~11.00	70.99	
			後	5.60~11.00	70.99	
75	南部第1号線	八条一丁目11番1 地先から 八条一丁目845番 地先まで	前	3.01~4.63	46.84	
			後	3.01~5.20	46.84	
76	南部第4号線	柏木町35番6 地先から 柏木町5番1 地先まで	前	5.33~5.33	48.91	
			後	5.33~5.33	48.91	
77	南部第4号線	柏木町47番1 地先から 柏木町43番1 地先まで	前	6.40~7.83	51.83	
			後	6.90~8.10	49.02	
78	南部第5号線	柏木町629番1 地先から 柏木町598番3 地先まで	前	3.80~3.94	22.87	
			後	3.80~3.94	21.87	

整理番号	路 線 名	区 間	変 更 前 後 別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
53	東部第261号線	長谷町817番1 地先から 長谷町821番1 地先まで	前	1.80~3.10	52.60	
			後	2.20~6.00	51.60	
54	東部第262号線	長谷町1644番1 地先から 長谷町1638番 地先まで	前	2.20~7.00	37.15	
			後	2.20~7.00	37.15	
55	東部第263号線	長谷町1119番 地先から 長谷町1132番 地先まで	前	2.20~3.00	27.19	
			後	2.20~4.00	27.19	
56	東部第266号線	若荷町204番2 地先から 若荷町1278番 地先まで	前	3.00~5.00	163.96	
			後	3.30~6.00	163.96	
57	東部第286号線	矢田原町33番 地先から 矢田原町52番1 地先まで	前	2.00~2.20	240.00	
			後	4.00~4.00	251.00	
58	東部第290号線	和田町406番 地先から 和田町214番 地先まで	前	2.50~4.00	112.62	
			後	2.50~7.00	111.33	
59	東部第291号線	和田町218番 地先から 和田町299番 地先まで	前	2.10~4.00	44.34	
			後	2.10~7.00	45.43	
60	東部第300号線	南椿尾町801番1 地先から 南椿尾町218番 地先まで	前	4.10~12.50	69.40	
			後	5.90~12.50	69.40	
61	東部第300号線	北椿尾町1454番 地先から 北椿尾町1493番 地先まで	前	2.00~7.00	177.38	
			後	2.00~9.05	173.93	
62	東部第301号線	菩提山町59番 地先から 菩提山町58番 地先まで	前	2.40~3.30	93.61	
			後	2.40~4.00	93.61	
63	東部第301号線	菩提山町68番2 地先から 菩提山町147番 地先まで	前	2.90~4.70	71.08	
			後	2.90~5.60	71.08	
64	東部第303号線	北椿尾町424番 地先から 北椿尾町520番 地先まで	前	2.80~4.00	14.66	
			後	2.80~5.50	14.66	
65	東部第303号線	北椿尾町595番 地先から 北椿尾町997番 地先まで	前	2.05~9.50	114.47	
			後	2.10~5.00	102.06	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
92	南部第119号線	東九条町1116番4 地先から 東九条町1114番 地先まで	前 後	1.80~4.11 2.50~4.80	138.71 138.71	
93	南部第120号線	東九条町1126番2 地先から 東九条町1373番5 地先まで	前 後	2.45~3.80 3.60~4.50	74.75 74.75	
94	南部第135号線	東九条町653番1 地先から 東九条町627番3 地先まで	前 後	2.30~3.80 4.25~7.70	151.46 146.89	
95	南部第136号線	東九条町264番23 地先から 東九条町288番1 地先まで	前 後	3.33~4.70 4.20~4.70	63.95 63.95	
96	南部第137号線	東九条町625番1 地先から 東九条町685番 地先まで	前 後	1.60~2.95 1.60~3.30	99.16 99.16	
97	南部第152号線	東九条町420番5 地先から 東九条町7番 地先まで	前 後	11.21~13.77 11.21~12.97	36.37 36.37	
98	南部第154号線	杏町274番1 地先から 杏町383番1 地先まで	前 後	4.10~8.30 4.50~15.80	184.50 184.50	
99	南部第157号線	杏町411番1 地先から 杏町424番7 地先まで	前 後	4.95~8.23 5.15~8.23	88.00 88.00	
100	南部第167号線	杏町300番5 地先から 杏町403番1 地先まで	前 後	2.44~3.66 3.66~7.60	153.38 153.38	
101	南部第167号線	杏町378番 地先から 杏町383番3 地先まで	前 後	3.50~3.50 3.50~3.50	6.30 6.30	
102	南部第168号線	杏町339番1 地先から 杏町383番3 地先まで	前 後	2.30~4.70 3.70~4.80	56.56 67.03	
103	南部第170号線	杏町274番3 地先から 杏町339番1 地先まで	前 後	3.21~3.68 3.10~3.21	25.53 13.79	
104	南部第174号線	杏町300番4 地先から 杏町112番 地先まで	前 後	5.2 5.2	19.19 16.37	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
79	南部第14号線	柏木町630番 地先から 柏木町598番3 地先まで	前 後	2.60~4.13 2.73~4.35	35.68 35.68	
80	南部第22号線	四条大路南町385番18 地先から 四条大路南町387番6 地先まで	前 後	8.45~12.48 10.75~12.48	73.29 73.29	
81	南部第32号線	恋の窪一丁目213番1 地先から 恋の窪一丁目608番1 地先まで	前 後	4.50~5.40 4.56~7.40	48.99 48.99	
82	南部第50号線	恋の窪二丁目230番169 地先から 恋の窪二丁目230番62 地先まで	前 後	6.26~6.27 6.17~6.29	58.21 58.21	
83	南部第53号線	恋の窪東町151番1 地先から 大女寺七丁目733番2 地先まで	前 後	2.69~4.80 2.69~6.20	48.61 48.61	
84	南部第66号線	大女寺六丁目784番2 地先から 大女寺六丁目782番6 地先まで	前 後	4.81~6.18 4.81~5.25	69.69 69.69	
85	南部第67号線	大女寺六丁目817番 地先から 大女寺六丁目771番 地先まで	前 後	5.12~6.10 5.42~6.60	64.21 64.21	
86	南部第74号線	大女寺五丁目975番6 地先から 大女寺五丁目940番1 地先まで	前 後	2.66~3.10 3.00~3.65	24.59 24.59	
87	南部第90号線	八条二丁目156番1 地先から 八条二丁目143番 地先まで	前 後	4.30~4.70 4.30~7.50	122.15 122.15	
88	南部第93号線	八条三丁目727番1 地先から 八条三丁目606番 地先まで	前 後	1.40~2.60 4.94~5.50	174.50 167.21	
89	南部第98号線	八条一丁目790番1 地先から 八条一丁目807番3 地先まで	前 後	4.30~4.52 4.98~5.25	117.74 117.74	
90	南部第116号線	柏木町190番5 地先から 西ノ京町15番 地先まで	前 後	6.22~6.96 6.22~6.96	141.04 141.04	
91	南部第119号線	東九条町1125番10 地先から 東九条町1116番22 地先まで	前 後	4.15~4.24 4.15~4.18	94.90 94.90	

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
118	南部第337号線	鹿野園町353番2 地先から	前	1.50~1.88	42.48	
		鹿野園町356番 地先まで	後	1.82~2.01	42.48	
119	南部第343号線	鹿野園町1100番1 地先から	前	0.90~2.70	109.88	
		鹿野園町1038番 地先まで	後	1.50~2.80	109.88	
120	南部第350号線	藤原町143番1 地先から	前	5.40~7.00	45.58	
		藤原町104番 地先まで	後	5.55~7.20	45.58	
121	南部第358号線	藤原町3番4 地先から	前	3.90~7.50	19.97	
		藤原町11番 地先まで	後	4.40~7.50	19.97	
122	南部第358号線	藤原町195番 地先から	前	2.60~6.25	25.62	
		藤原町300番 地先まで	後	2.60~6.25	25.62	
123	南部第358号線	藤原町521番1 地先から	前	2.45~2.70	24.23	
		藤原町527番 地先まで	後	2.45~3.20	24.23	
124	南部第359号線	藤原町526番 地先から	前	1.90~2.20	27.50	
		藤原町521番1 地先まで	後	2.00~3.00	27.50	
125	南部第380号線	藤原町152番4 地先から	前	1.85~2.68	24.46	
		藤原町143番2 地先まで	後	1.85~3.28	24.46	
126	南部第404号線	北永井町121番 地先から	前	2.50~3.60	86.39	
		北永井町91番 地先まで	後	2.60~4.15	86.39	
127	南部第407号線	横井二丁目228番1 地先から	前	7.47~8.20	26.56	
		横井二丁目157番1 地先まで	後	8.08~8.20	26.56	
128	南部第441号線	柴屋町62番2 地先から	前	2.20~3.90	40.07	
		柴屋町111番1 地先まで	後	2.20~2.90	40.07	
129	南部第470号線	山町777番3 地先から	前	3.40~4.60	21.84	
		樋之庄町695番1 地先まで	後	4.00~4.60	21.84	
130	南部第472号線	樋之庄町706番3 地先から	前	2.91~3.01	39.63	
		樋之庄町704番5 地先まで	後	2.91~3.01	39.63	

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
105	南部第204号線	北永井町464番1 地先から	前	5.40~6.50	39.21	
		北永井町349番3 地先まで	後	5.50~6.15	39.21	
106	南部第210号線	南永井町320番1 地先から	前	2.00~2.80	76.78	
		南永井町311番1 地先まで	後	2.00~2.80	76.78	
107	南部第224号線	南永井町323番 地先から	前	2.91~3.30	34.92	
		南永井町320番1 地先まで	後	2.91~3.30	33.89	
108	南部第255号線	古市町1464番1 地先から	前	3.12~6.60	126.38	
		古市町1420番1 地先まで	後	3.12~8.60	126.38	
109	南部第256号線	古市町1377番1 地先から	前	4.01~4.03	35.81	
		古市町1408番4 地先まで	後	4.01~4.03	33.35	
110	南部第265号線	古市町1631番1 地先から	前	8.92~9.55	15.16	
		古市町170番 地先まで	後	8.92~10.25	15.16	
111	南部第273号線	古市町13665番28 地先から	前	5.73~5.83	75.83	
		古市町1265番1 地先まで	後	5.73~5.91	75.83	
112	南部第281号線	古市町1012番 地先から	前	2.70~4.00	37.56	
		古市町967番4 地先まで	後	3.27~4.00	37.56	
113	南部第282号線	古市町967番4 地先から	前	1.80~3.37	159.67	
		古市町946番 地先まで	後	2.27~3.40	159.67	
114	南部第297号線	古市町2250番1 地先から	前	2.80~5.30	59.06	
		古市町227番 地先まで	後	2.80~5.58	59.06	
115	南部第297号線	古市町2291番1 地先から	前	2.00~6.40	119.18	
		古市町2399番 地先まで	後	2.24~6.40	119.18	
116	南部第302号線	古市町2225番2 地先から	前	4.00~5.15	50.89	
		古市町2234番5 地先まで	後	3.92~4.93	50.89	
117	南部第333号線	古市町2420番1 地先から	前	3.40~4.25	50.00	
		古市町3番3 地先まで	後	3.40~4.02	50.00	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
144	北部第7号線	法蓮町1704番1	前	10.26~10.35	70.30	
		地先から	後	9.58~10.20		
145	北部第8号線	奈良医町2677番1	前	9.98~10.53	71.55	
		地先から	後	9.98~10.53		
146	北部第8号線	奈良医町2670番2	前	10.26~10.35	58.71	
		地先から	後	9.58~10.20		
147	北部第11号線	奈良医町2024番	前	4.00~11.00	91.53	
		地先から	後	4.00~11.00		
148	北部第91号線	雑司町29番	前	3.55~3.74	50.79	
		地先から	後	3.33~3.63		
149	北部第101号線	川上町12番1	前	3.01~5.02	65.61	
		地先から	後	3.43~7.08		
150	北部第134号線	川上町18番	前	1.20~2.73	97.09	
		地先から	後	2.44~4.03		
151	北部第154号線	奈良医町2292番4	前	7.94~8.55	162.41	
		地先から	後	7.43~8.82		
152	北部第158号線	奈良医町2315番1	前	3.55~4.30	33.50	
		地先から	後	3.58~4.30		
153	北部第163号線	高畑町1171番1	前	2.01~2.99	40.48	
		地先から	後	2.28~2.95		
154	北部第176号線	高畑町1116番3	前	6.82~7.51	58.58	
		地先から	後	6.65~7.23		
155	北部第181号線	高畑町1219番	前	4.30~8.85	63.66	
		地先から	後	4.30~8.23		
156	北部第185号線	高畑町1213番	前	3.20~4.00	82.65	
		地先から	後	3.32~4.04		

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
131	南部第478号線	山町1243番	前	2.30~4.70	168.08	
		地先から	後	2.30~9.60		
132	南部第482号線	山町1237番	前	2.10~3.50	117.36	
		地先から	後	2.10~3.50		
133	南部第488号線	山町1090番	前	2.80~3.80	31.63	
		地先から	後	2.80~3.80		
134	南部第493号線	山町710番	前	0.80~1.40	53.71	
		地先から	後	0.80~2.30		
135	南部第524号線	窪之庄町157番1	前	6.20~15.77	84.03	
		地先から	後	6.10~15.77		
136	南部第530号線	窪之庄町147番	前	2.05~5.20	49.42	
		地先から	後	2.05~6.30		
137	南部第542号線	窪之庄町275番	前	4.05~4.17	57.00	
		地先から	後	4.05~6.01		
138	南部第553号線	今市町787番1	前	3.34~5.30	48.28	
		地先から	後	3.50~5.30		
139	南部第574号線	今市町249番2	前	3.97~4.50	44.88	
		地先から	後	3.97~4.50		
140	南部第575号線	今市町845番51	前	6.77~7.50	282.97	
		地先から	後	6.40~7.50		
141	南部第652号線	今市町227番2	前	6.90~7.40	100.35	
		地先から	後	6.30~7.40		
142	南部第660号線	今市町227番1	前	5.31~6.58	64.26	
		地先から	後	9.07~9.51		
143	北部第7号線	今市町227番1	前	9.98~10.53	54.17	
		地先から	後	9.98~10.35		

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
170	北部第259号線	府塚町291番30 府塚町246番	前 後	1.75~2.98 1.75~2.98	5.44 5.44	
171	北部第277号線	杉ヶ町30番3 大森町50番	前 後	5.34~6.12 5.34~6.12	67.29 67.29	
172	北部第282号線	大森町293番3 大森町283番3	前 後	6.55~6.96 6.55~7.10	17.47 17.47	
173	北部第283号線	大森町299番 大森町11番	前 後	1.97~2.47 3.10~3.20	44.11 44.11	
174	北部第287号線	西木辻町327番1 西木辻町220番1	前 後	4.90~5.48 4.90~5.48	25.18 25.18	
175	北部第287号線	西木辻町298番 西木辻町226番	前 後	4.35~4.90 4.40~6.20	62.33 62.33	
176	北部第293号線	南新町290番12 南魚屋町290番3	前 後	3.97~4.45 3.75~4.45	51.72 51.72	
177	北部第300号線	西木辻町226番3 西木辻町226番5	前 後	1.70~2.30 1.70~2.30	46.56 46.56	
178	北部第305号線	西木辻町1番1 北京終町58番4	前 後	4.30~6.49 4.22~6.54	116.13 109.21	
179	北部第310号線	南京終町9番2 北京終町64番	前 後	3.60~5.70 3.55~5.70	154.35 154.35	
180	北部第317号線	南府塚町53番1 南府塚町146番1	前 後	4.30~7.60 4.48~8.10	89.37 89.37	
181	北部第318号線	南京終町654番2 南京終町772番2	前 後	4.36~6.20 4.36~5.35	27.66 27.66	
182	北部第332号線	南京終町四丁目416番10 南京終町四丁目452番1	前 後	5.40~5.68 5.13~5.50	49.90 49.90	

整理番号	路線名	区 間	変更前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
157	北部第195号線	高畑町468番 高畑町461番1	前 後	2.95~4.81 4.15~4.81	51.79 51.79	
158	北部第197号線	高畑町473番1 高畑町474番4	前 後	3.00~4.50 3.45~4.88	61.69 61.69	
159	北部第227号線	高畑町904番4 鹿野園町949番	前 後	2.75~4.50 3.80~6.46	67.86 69.78	
160	北部第230号線	高畑町55番1 白毫寺町748番28	前 後	3.62~3.88 3.76~4.15	27.02 27.02	
161	北部第230号線	高畑町35番6 白毫寺町743番1	前 後	3.33~3.61 3.33~4.08	29.78 29.78	
162	北部第230号線	高畑町1番1 白毫寺町723番	前 後	3.86~4.05 3.93~4.05	22.21 22.21	
163	北部第233号線	高畑町527番1 高畑町1番1	前 後	5.40~5.55 5.40~6.38	53.77 53.77	
164	北部第233号線	高畑町906番4 鹿野園町944番	前 後	7.00~9.50 7.20~9.60	20.54 20.54	
165	北部第246号線	南紀寺町一丁目703番1 南紀寺町三丁目707番	前 後	6.22~6.45 6.22~6.45	115.74 115.74	
166	北部第248号線	東紀寺町三丁目705番 東紀寺町一丁目704番1	前 後	6.56~7.85 6.56~7.85	15.20 15.20	
167	北部第251号線	古市町1466番1 古市町1456番4	前 後	4.20~7.10 5.35~7.10	69.24 69.24	
168	北部第256号線	東紀寺町一丁目703番1 東紀寺町三丁目707番	前 後	8.60~14.62 10.68~13.05	486.87 528.89	
169	北部第258号線	東紀寺町二丁目721番284 東紀寺町一丁目700番1	前 後	10.32~11.23 10.30~10.88	218.97 218.97	

整理番号	路名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
196	北部第482号線	法蓮町986番78 地先から 法蓮町87番58 地先まで	前 後	6.23~6.27 6.20~6.30	135.25 135.25	
197	北部第497号線	法華寺町347番7 地先から 法華寺町336番2 地先まで	前 後	3.85~4.40 3.96~4.05	89.99 89.99	
198	北部第499号線	芝辻町501番1 地先から 法華寺町241番1 地先まで	前 後	2.60~3.30 2.60~4.15	76.08 76.08	
199	北部第528号線	法華寺町944番3 地先から 法華寺町942番 地先まで	前 後	2.12~3.17 2.20~2.88	37.20 37.20	
200	北部第529号線	法華寺町1808番1 地先から 佐紀町1194番5 地先まで	前 後	2.54~3.40 2.54~3.34	38.57 38.57	
201	北部第558号線	南村塚町146番1 地先から 南村塚町138番1 地先まで	前 後	0.95~1.07 0.95~1.07	7.18 7.18	
202	北部第580号線	法華寺町23番 地先から 法華寺町337番 地先まで	前 後	1.00~1.40 0.80~1.00	117.82 117.82	
203	北部第593号線	法華寺町986番1 地先から 法華寺町988番25 地先まで	前 後	2.01~3.40 2.40~3.40	34.44 34.44	
204	中部第2号線	定田町一丁目100番2 地先から 菅原町699番1 地先まで	前 後	7.14~7.92 7.14~7.92	78.71 77.60	
205	中部第6号線	西大寺東町二丁目66番4 地先から 西大寺本町217番 地先まで	前 後	2.61~4.22 2.61~4.30	107.73 106.33	
206	中部第6号線	西大寺東町二丁目60番4 地先から 西大寺本町221番 地先まで	前 後	3.01~3.70 3.08~3.70	68.82 68.82	
207	中部第7号線	西大寺南町2123番1 地先から 西大寺芝町一丁目2114番2 地先まで	前 後	3.92~4.00 3.92~6.08	26.86 26.86	
208	中部第7号線	菅原町183番3 地先から 菅原町215番1 地先まで	前 後	1.90~5.90 2.30~6.00	159.70 166.91	

整理番号	路名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
183	北部第363号線	高畑町1122番11 地先から 登大路町49番 地先まで	前 後	4.15~12.12 4.15~12.12	31.07 31.07	
184	北部第364号線	今御門町12番1 地先から 今御門町10番2 地先まで	前 後	3.74~3.82 3.74~3.82	21.50 21.50	
185	北部第365号線	今御門町12番1 地先から 今御門町25番 地先まで	前 後	2.81~3.20 2.85~3.55	21.50 21.50	
186	北部第366号線	梅井町1番1 地先から 元林院町17番 地先まで	前 後	2.66 2.90	3.53 3.53	
187	北部第378号線	南京終町11番8 地先から 南京終町13番2 地先まで	前 後	5.04~6.08 5.04~6.50	42.79 42.79	
188	北部第385号線	三条町16番2 地先から 三条町582番 地先まで	前 後	3.69~4.52 3.69~4.40	116.34 116.34	
189	北部第402号線	法蓮町1987番4 地先から 法蓮町1920番3 地先まで	前 後	4.50~6.50 4.50~6.50	106.23 106.23	
190	北部第410号線	法蓮町843番1 地先から 法蓮町836番1 地先まで	前 後	3.95~4.22 4.20~4.22	9.73 9.73	
191	北部第413号線	法蓮町772番1 地先から 法蓮町787番 地先まで	前 後	1.30~3.13 2.40~3.96	82.77 82.77	
192	北部第440号線	川上町595番10 地先から 川上町595番5 地先まで	前 後	6.11~7.20 6.01~6.71	81.44 81.44	
193	北部第446号線	西笹鉾町28番2 地先から 北袋町27番1 地先まで	前 後	3.50~5.12 3.68~5.05	102.56 102.56	
194	北部第465号線	芝辻町858番17 地先から 芝辻町5番1 地先まで	前 後	3.00~3.62 3.00~3.62	77.49 77.49	
195	北部第477号線	法蓮町43番 地先から 法蓮町61番1 地先まで	前 後	3.10~4.75 3.10~4.75	87.59 87.59	

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
222	中部第103号線	秋篠町1047番1 秋篠町117番3	前 後	4.65~5.95 4.82~6.11	68.50 68.50	地先から 地先まで
223	中部第118号線	敷島町二丁目524番4 あや砂池北三丁目1130番4 あや砂池北三丁目1154番	前 後	3.75~4.44 3.75~4.37	82.03 82.03	地先から 地先まで
224	中部第118号線	あや砂池北三丁目1131番4 あや砂池北三丁目1154番	前 後	4.29~5.54 3.90~5.54	62.83 62.83	地先から 地先まで
225	中部第119号線	敷島町一丁目539番10 敷島町一丁目539番44	前 後	6.20~6.20 6.20~6.20	86.03 70.90	地先から 地先まで
226	中部第125号線	秋篠町1170番26 秋篠町1170番4	前 後	5.95~5.95 0.00~5.95	105.37 105.37	地先から 地先まで
227	中部第134号線	秋篠町1170番19 秋篠町1170番23	前 後	4.20~4.50 0.00~4.50	78.95 78.95	地先から 地先まで
228	中部第154号線	中山町1563番5 中山町1510番1	前 後	3.00~5.14 3.00~5.63	33.27 33.27	地先から 地先まで
229	中部第164号線	中山町1160番1 中山町1156番1	前 後	4.39~7.20 4.36~7.20	97.18 97.18	地先から 地先まで
230	中部第195号線	佐紀町2408番5 佐紀町2401番15	前 後	2.77~4.69 2.77~6.07	41.69 41.69	地先から 地先まで
231	中部第198号線	佐紀町2413番2 佐紀町2416番6	前 後	4.00~6.50 4.00~5.90	82.62 82.62	地先から 地先まで
232	中部第209号線	佐紀町1194番1 法華寺町1081番2	前 後	3.25~6.50 3.25~6.50	90.47 90.47	地先から 地先まで
233	中部第230号線	佐紀町2499番1 佐紀町2760番1	前 後	4.70~5.90 4.90~6.20	62.00 62.00	地先から 地先まで
234	中部第252号線	二条大路南二丁目176番2 二条大路南二丁目166番	前 後	0.80~0.90 0.80~0.90	86.03 86.03	地先から 地先まで

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前後別	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
209	中部第10号線	西ノ京町140番2 西ノ京町125番	前 後	3.46~3.53 3.52~4.20	63.82 63.82	地先から 地先まで
210	中部第11号線	西ノ京町392番2 西ノ京町460番	前 後	4.20~4.60 4.20~4.60	32.86 32.86	地先から 地先まで
211	中部第18号線	押熊町1448番1 押熊町1282番2	前 後	4.49~7.89 4.49~7.20	26.53 25.52	地先から 地先まで
212	中部第18号線	押熊町1433番5 押熊町1306番1	前 後	3.70~5.48 4.25~5.50	26.41 26.41	地先から 地先まで
213	中部第21号線	押熊町1567番 押熊町1550番3	前 後	2.30~3.33 2.70~4.08	42.35 42.35	地先から 地先まで
214	中部第56号線	山陵町1466番 山陵町2172番	前 後	4.16~9.60 5.45~9.60	146.65 147.65	地先から 地先まで
215	中部第59号線	山陵町1237番1 山陵町880番1	前 後	2.65~4.20 2.65~4.20	9.75 9.75	地先から 地先まで
216	中部第91号線	秋篠早月町203番3 秋篠早月町202番2	前 後	6.21~10.20 6.21~10.20	66.20 66.20	地先から 地先まで
217	中部第93号線	秋篠町1715番1 秋篠町259番2	前 後	3.50~6.00 3.50~5.25	59.46 59.46	地先から 地先まで
218	中部第94号線	秋篠町2102番 秋篠町2105番	前 後	5.20~5.42 5.15~5.23	22.80 22.80	地先から 地先まで
219	中部第97号線	秋篠三和町二丁目430番83 秋篠町684番12	前 後	4.96~6.84 5.66~7.47	69.09 69.09	地先から 地先まで
220	中部第98号線	秋篠町481番2 秋篠町2090番	前 後	3.55~5.80 3.55~6.30	28.95 28.95	地先から 地先まで
221	中部第99号線	秋篠町2091番 秋篠町467番1	前 後	4.40~5.30 4.87~6.21	154.77 154.77	地先から 地先まで

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
248	中部第302号線	柏木町57番4 地先から 柏木町630番 地先まで	前 後	8.17~8.05 8.17~8.05	23.15 23.15	
249	中部第319号線	七条町105番4 地先から 七条町163番3 地先まで	前 後	5.65~6.30 5.30~6.30	68.10 68.10	
250	中部第322号線	西ノ京町305番 地先から 西ノ京町313番 地先まで	前 後	2.54~5.00 2.54~4.60	36.57 36.57	
251	中部第327号線	六条町367番 地先から 六条町395番 地先まで	前 後	2.35~2.90 2.80~2.90	21.31 21.31	
252	中部第327号線	六条町369番 地先から 六条町383番 地先まで	前 後	2.70~3.70 2.95~2.95	36.53 36.53	
253	中部第344号線	七条一丁目382番2 地先から 七条一丁目421番6 地先まで	前 後	2.03~3.00 2.00~3.00	50.45 50.45	
254	中部第346号線	七条二丁目736番1 地先から 七条一丁目434番4 地先まで	前 後	4.90~15.70 6.00~19.00	393.70 393.70	
255	中部第346号線	七条一丁目418番 地先から 七条一丁目405番1 地先まで	前 後	6.20~7.21 6.70~8.30	21.90 21.90	
256	中部第348号線	七条一丁目710番 地先から 七条一丁目714番1 地先まで	前 後	1.70~3.26 1.85~4.05	69.08 69.08	
257	中部第364号線	六条二丁目879番1 地先から 六条二丁目989番4 地先まで	前 後	2.30~5.90 4.92~4.94	38.87 40.89	
258	中部第410号線	六条西五丁目5449番 地先から 六条西五丁目5459番1 地先まで	前 後	4.80~5.80 5.65~6.04	140.61 140.61	
259	中部第411号線	六条西三丁目1335番1.2 地先から 六条西三丁目1481番5.1 地先まで	前 後	5.72~6.67 5.83~6.67	84.60 84.60	
260	中部第467号線	五条二丁目674番2 地先から 五条三丁目695番 地先まで	前 後	2.65~3.60 2.65~4.00	12.05 12.05	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
235	中部第253号線	二条大路南三丁目215番8 地先から 二条大路南三丁目179番1 地先まで	前 後	10.01~11.98 10.01~11.98	20.16 20.16	
236	中部第255号線	二条大路南四丁目516番1 地先から 二条大路南四丁目192番6 地先まで	前 後	4.21~5.13 4.21~5.13	45.57 45.57	
237	中部第263号線	三条大路二丁目556番 地先から 三条大路二丁目526番1 地先まで	前 後	5.58~5.59 5.56~5.62	119.79 119.79	
238	中部第264号線	南新町52番4 地先から 南新町79番2 地先まで	前 後	6.10~9.20 6.10~9.20	45.32 45.32	
239	中部第264号線	柏木町118番1 地先から 柏木町149番4 地先まで	前 後	7.47~10.00 7.47~10.00	94.78 94.78	
240	中部第265号線	三条大路一丁目584番2 地先から 三条大路一丁目584番3 地先まで	前 後	5.45~5.56 5.42~5.56	65.92 65.92	
241	中部第268号線	三条大路一丁目584番3.1 地先から 三条大路一丁目617番 地先まで	前 後	5.56~5.67 5.45~5.61	32.14 32.14	
242	中部第286号線	四条大路一丁目719番1 地先から 四条大路一丁目756番5 地先まで	前 後	6.00~6.30 6.00~6.30	61.00 61.00	
243	中部第300号線	四条大路四丁目136番1 地先から 南新町172番10 地先まで	前 後	2.48~2.74 2.48~2.74	6.53 6.53	
244	中部第300号線	四条大路四丁目150番1 地先から 南新町108番4 地先まで	前 後	2.00~5.50 2.00~5.54	21.11 22.61	
245	中部第300号線	四条大路三丁目904番1 地先から 南新町79番2 地先まで	前 後	3.00~3.30 3.00~5.37	48.45 48.45	
246	中部第301号線	五条町261番1 地先から 南新町189番 地先まで	前 後	0.70~3.60 0.70~4.50	203.92 203.92	
247	中部第302号線	柏木町43番1 地先から 柏木町59番1 地先まで	前 後	2.00~4.29 4.3~8.00	45.19 45.19	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
273	中部第656号線	三条栄町98番2 地先から	前	4.23~4.52	70.18	
		三条栄町232番2 地先まで	後	4.15~4.4	70.18	
274	中部第666号線	三条栄町633番4 地先から	前	12.40~14.80	25.01	
		三条栄町169番3 地先まで	後	13.25~13.98	25.01	
275	中部第678号線	秋篠三和町二丁目864番 地先から	前	3.86~6.10	30.01	
		秋篠三和町二丁目868番 地先まで	後	3.86~6.10	30.01	
276	中部第678号線	秋篠三和町二丁目851番 地先から	前	3.18~7.30	194.19	
		秋篠三和町二丁目556番3 地先まで	後	4.07~6.96	194.19	
277	中部第679号線	西大寺赤田町二丁目370番4 地先から	前	3.50~9.20	14.55	
		西大寺赤田町二丁目970番4 地先まで	後	3.50~9.20	13.55	
278	中部第689号線	横領町381番3 地先から	前	4.40~7.60	6.56	
		横領町426番4 地先まで	後	11.50~13.50	6.81	
279	中部第704号線	西大寺芝町一丁目2091番12 地先から	前	4.30~5.30	92.39	
		西大寺芝町二丁目2089番 地先まで	後	4.30~5.30	92.39	
280	中部第706号線	西大寺国見町一丁目2137番89 地先から	前	5.98~6.00	107.02	
		西大寺国見町二丁目2132番3 地先まで	後	5.88~6.20	107.02	
281	中部第706号線	西大寺国見町一丁目2137番21 地先から	前	5.92~6.20	79.97	
		西大寺国見町二丁目291番34 地先まで	後	5.83~6.20	79.97	
282	中部第711号線	西大寺国見町二丁目2132番12 地先から	前	5.93~5.95	30.74	
		西大寺国見町二丁目296番39 地先まで	後	5.93~5.95	30.74	
283	中部第732号線	菅原町290番13 地先から	前	5.05~5.50	24.76	
		菅原町263番3 地先まで	後	5.50~6.50	24.76	
284	中部第733号線	菅原町269番 地先から	前	2.52~6.13	200.63	
		菅原町228番5 地先まで	後	6.00~6.13	200.63	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
261	中部第472号線	五条二丁目674番2 地先から	前	2.65~3.20	16.01	
		五条二丁目678番 地先まで	後	2.65~3.20	16.01	
262	中部第510号線	五条一丁目451番9 地先から	前	5.20~7.20	69.00	
		五条一丁目451番5 地先まで	後	5.10~7.20	69.00	
263	中部第510号線	五条一丁目451番23 地先から	前	5.24~5.25	118.10	
		五条一丁目451番20 地先まで	後	5.05~5.25	118.10	
264	中部第526号線	尼江中町229番1 地先から	前	2.83~3.52	13.51	
		尼江中町186番1 地先まで	後	3.57~4.28	13.51	
265	中部第549号線	二条大路南五丁目449番1 地先から	前	4.78~4.78	25.07	
		尼江西町269番2 地先まで	後	4.96~4.96	25.07	
266	中部第616号線	西之阪町21番 地先から	前	4.07~6.00	25.31	
		西之阪町39番2 地先まで	後	5.95~6.00	25.31	
267	中部第624号線	三条町606番96 地先から	前	4.16~5.44	135.19	
		杉ヶ町53番7 地先まで	後	4.08~5.30	135.19	
268	中部第642号線	三条宮前町1195番 地先から	前	6.30~9.79	78.33	
		三条宮前町46番3 地先まで	後	6.53~9.79	78.33	
269	中部第647号線	大宮町二丁目82番24 地先から	前	11.19~11.22	28.94	
		三条本町1087番 地先まで	後	11.19~11.22	28.94	
270	中部第648号線	三条宮前町233番9 地先から	前	5.90~6.25	38.14	
		三条栄町230番2 地先まで	後	5.93~6.25	38.14	
271	中部第650号線	三条宮前町68番1 地先から	前	6.21~6.77	24.68	
		三条宮前町69番1 地先まで	後	6.36~6.77	24.68	
272	中部第652号線	三条栄町63番2 地先から	前	4.10~4.19	16.60	
		三条栄町60番2 地先まで	後	4.34~4.50	16.60	

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前 後	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
298	中部第946号線	佐紀町917番1 地先から 佐紀町942番3 地先まで	前 後	2.80~4.50 2.80~4.50	125.00 125.00	
299	中部第1191号線	左京四丁目4番4.5 地先から 左京四丁目5番4 地先まで	前 後	8.00~8.01 8.00~8.00	82.29 82.29	
300	中部第1302号線	押熊町1451番4 地先から 押熊町1111番4 地先まで	前 後	4.70~5.00 5.00~10.62	63.49 60.37	
301	中部第1342号線	中山町1617番1 地先から 中山町1551番2 地先まで	前 後	4.68~5.80 4.68~6.00	55.10 55.10	
302	中部第1348号線	三条本町6番1 地先から 三条宮前町310番 地先まで	前 後	0.00~16.00 12.00~25.00	162.00 336.38	
303	中部第1355号線	六条西三丁目1093番6 地先から 六条西三丁目1335番1.2 地先まで	前 後	4.85~5.18 4.70~5.00	116.69 116.69	
304	中部第1356号線	六条三丁目1096番2 地先から 六条三丁目1170番5.1 地先まで	前 後	4.80~4.82 4.57~4.67	107.03 107.03	
305	中部第1357号線	六条三丁目1096番5 地先から 六条三丁目1170番1.0.4 地先まで	前 後	4.96~4.99 4.73~4.82	94.60 93.60	
306	中部第1358号線	六条三丁目1108番2 地先から 六条三丁目1161番1 地先まで	前 後	4.75~4.76 4.75~4.76	34.56 33.56	
307	中部第1359号線	六条三丁目1107番2 地先から 六条三丁目1107番4 地先まで	前 後	4.65~4.69 4.65~4.69	26.24 26.24	
308	中部第1360号線	六条三丁目1174番1.4 地先から 六条三丁目1170番4.0 地先まで	前 後	4.76~4.85 4.52~4.72	181.28 181.28	
309	中部第1416号線	押熊町651番5 地先から 押熊町708番1 地先まで	前 後	6.00~7.45 6.00~7.45	163.73 163.73	
310	中部第1417号線	押熊町679番2 地先から 押熊町651番3.1 地先まで	前 後	5.99~6.00 7.47~8.23	65.90 65.90	

整理 番号	路 線 名	区 間	変 更 前 後	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
285	中部第733号線	菅原町213番1 地先から 菅原町183番4 地先まで	前 後	3.47~6.00 6.00~600	30.73 30.73	
286	中部第734号線	菅原町231番1 地先から 菅原町245番 地先まで	前 後	3.24~3.90 2.90~6.40	64.06 63.05	
287	中部第734号線	横領町131番1 地先から 横領町451番7 地先まで	前 後	2.97~3.38 2.97~3.03	31.37 31.37	
288	中部第737号線	菅原町524番1 地先から 菅原町514番3 地先まで	前 後	3.92~4.90 3.92~4.59	52.56 52.56	
289	中部第776号線	平松一丁目93番4 地先から 平松二丁目242番3 地先まで	前 後	4.25~5.81 4.25~8.29	34.33 34.33	
290	中部第813号線	平松五丁目587番1 地先から 平松五丁目586番4 地先まで	前 後	4.20~4.82 4.09~7.70	39.76 39.76	
291	中部第867号線	青野町164番1 地先から 青野町200番1 地先まで	前 後	2.60~5.70 2.60~5.40	54.06 54.03	
292	中部第872号線	若菜右四丁目286番1.6 地先から 疋田町一丁目29番 地先まで	前 後	2.00~4.42 2.00~5.80	82.03 80.08	
293	中部第895号線	敷島町一丁目539番2 地先から あやめ池北二丁目1221番1 地先まで	前 後	4.03~4.03 4.03~4.03	19.48 19.48	
294	中部第917号線	あやめ池南八丁目900番1.6.3 地先から あやめ池南八丁目900番2.9 地先まで	前 後	3.16~3.19 3.18~4.28	42.54 42.54	
295	中部第918号線	あやめ池南八丁目900番3.6 地先から あやめ池南八丁目900番1.5.3 地先まで	前 後	3.22~3.36 3.23~3.58	50.34 50.34	
296	中部第924号線	あやめ池南六丁目1134番2.2 地先から あやめ池南六丁目1128番1.5 地先まで	前 後	4.00~6.50 6.01~7.90	36.12 36.12	
297	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8 地先から あやめ池南一丁目119番2 地先まで	前 後	8.48~22.00 8.52~23.00	113.74 113.74	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
323	西部第441号線	学園北一丁目3060番10 地先から 百楽園一丁目3163番1 地先まで	前 後	4.65~8.80 4.65~8.80	52.34 52.34	
324	西部第444号線	百楽園一丁目3050番1 地先から 百楽園一丁目3015 地先まで	前 後	3.50~3.81 3.04~3.81	24.77 24.77	
325	西部第470号線	学園新田町3219番1 地先から 鶴舞西町3268番1 地先まで	前 後	4.76~7.10 4.72~7.51	241.49 241.49	
326	西部第530号線	二名三丁目1440番6 地先から 二名三丁目1118番 地先まで	前 後	5.09~10.00 5.09~10.00	139.65 142.35	
327	西部第530号線	二名三丁目1095番1 地先から 二名三丁目1014番6 地先まで	前 後	1.60~2.00 1.85~7.19	43.97 43.97	
328	西部第531号線	二名三丁目1019番 地先から 二名三丁目971番3 地先まで	前 後	1.80~3.00 2.40~4.05	79.12 94.16	
329	西部第543号線	大淵町3336番1 地先から 南登美ヶ丘3336番12 地先まで	前 後	5.49~6.20 5.15~5.83	90.79 90.79	
330	西部第544号線	南登美ヶ丘3511番1 地先から 南登美ヶ丘3481番1 地先まで	前 後	3.15~6.35 4.50~6.35	105.91 99.91	
331	西部第573号線	百楽園三丁目426番12 地先から 富雄北二丁目420番10 地先まで	前 後	4.80~5.03 5.27~6.63	50.89 52.89	
332	西部第573号線	富雄北二丁目487番3 地先から 富雄北三丁目378番 地先まで	前 後	4.63~4.90 4.55~4.75	50.05 50.05	
333	西部第574号線	富雄北三丁目2557番2 地先から 富雄北一丁目2766番2 地先まで	前 後	5.27~6.00 6.00~6.12	16.49 16.49	
334	西部第586号線	富雄北一丁目2676番1 地先から 富雄北一丁目2679番3 地先まで	前 後	6.46~6.87 6.42~8.32	58.18 58.18	
335	西部第592号線	富雄元町一丁目559番3 地先から 学園中五丁目706番110 地先まで	前 後	2.20~3.50 2.50~6.00	69.52 69.52	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
311	西部第243号線	西登美ヶ丘二丁目4190番53 地先から 西登美ヶ丘二丁目4202番2 地先まで	前 後	12.23~12.32 12.21~12.31	222.17 222.17	
312	西部第306号線	あやめ池北二丁目1169番1 地先から あやめ池北一丁目1192番 地先まで	前 後	6.15~9.04 0.00~6.15	195.35 194.54	
313	西部第308号線	学園朝日元町一丁目609番41 地先から 学園朝日元町一丁目613番1 地先まで	前 後	6.51~6.72 6.51~6.72	38.21 38.21	
314	西部第324号線	学園北二丁目1017番92 地先から 学園北二丁目1017番31 地先まで	前 後	4.17~4.50 4.17~4.50	119.75 119.75	
315	西部第344号線	学園南一丁目963番236 地先から 学園南一丁目950番12 地先まで	前 後	10.30~11.00 10.30~10.40	220.16 221.04	
316	西部第358号線	あやめ池南八丁目900番15 地先から あやめ池南八丁目900番41 地先まで	前 後	5.52~5.61 5.83~5.91	47.59 47.59	
317	西部第372号線	学園大和町二丁目1782番 地先から 千代ヶ丘一丁目1567番121 地先まで	前 後	6.20~10.60 6.25~10.60	52.59 52.59	
318	西部第372号線	大倭町655番 地先から 大倭町1997番3 地先まで	前 後	3.57~5.67 5.52~6.27	50.84 50.84	
319	西部第380号線	学園大和町三丁目231番5 地先から 学園大和町三丁目237番10 地先まで	前 後	8.00~8.13 8.00~8.11	190.37 190.37	
320	西部第383号線	学園大和町三丁目233番 地先から 学園大和町三丁目232番5 地先まで	前 後	6.02~6.04 6.02~6.04	84.42 84.42	
321	西部第417号線	学園大和町一丁目1367番6 地先から 学園大和町一丁目288番 地先まで	前 後	5.50~6.30 5.50~6.21	24.81 24.81	
322	西部第429号線	学園南一丁目1041番1 地先から 学園南一丁目1006番1 地先まで	前 後	5.50~6.80 5.60~6.80	76.41 76.41	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
349	西部第938号線	三松一丁目792番1 地先から 三松四丁目870番2 地先まで	前 後	3.05~5.50 3.70~7.24	136.02 136.02	
350	西部第943号線	富雄元町一丁目561番90 地先から 学園大和町六丁目674番1 地先まで	前 後	0.50~0.60 0.50~0.60	32.00 32.00	
351	西部第943号線	富雄元町一丁目560番31 地先から 学園中五丁目706番120 地先まで	前 後	0.50~0.60 0.50~0.60	78.30 78.30	
352	西部第1151号線	中町4964番5 地先から 中町4964番1 地先まで	前 後	5.02~8.00 5.02~8.00	29.12 29.12	
353	西部第1172号線	百楽園四丁目433番2 地先から 百楽園三丁目429番2 地先まで	前 後	4.30~4.30 4.30~4.30	29.75 28.75	

整理番号	路線名	区間	変更前後別	幅員(m)	延長(m)	備考
336	西部第595号線	富雄元町一丁目561番67 地先から 富雄元町一丁目561番119 地先まで	前 後	6.18~6.20 6.20~6.30	27.32 27.32	
337	西部第617号線	千代ヶ丘一丁目9番59 地先から 千代ヶ丘一丁目8番34 地先まで	前 後	4.98~5.02 5.00~6.01	67.39 67.39	
338	西部第635号線	学園大和町二丁目2598番2 地先から 学園大和町二丁目2502番1 地先まで	前 後	1.55~3.80 1.92~4.55	28.94 30.44	
339	西部第636号線	学園大和町二丁目2303番1 地先から 学園大和町二丁目2596番1 地先まで	前 後	3.10~6.00 3.54~5.60	63.86 65.01	
340	西部第682号線	五条三丁目950番9 地先から 六条西一丁目959番1 地先まで	前 後	5.35~6.92 6.84~9.27	47.57 47.57	
341	西部第686号線	五条畑一丁目5166番2 地先から 五条畑一丁目5168番3 地先まで	前 後	7.50~10.30 7.50~10.30	37.57 37.57	
342	西部第691号線	青垣台一丁目3番9 地先から 青垣台一丁目8番1 地先まで	前 後	6.20~6.20 6.20~6.20	46.47 43.08	
343	西部第692号線	青垣台一丁目9番1 地先から 石木町116番2 地先まで	前 後	6.10~7.60 6.10~7.60	19.29 19.29	
344	西部第706号線	石木町266番 地先から 六条西六丁目254番1 地先まで	前 後	3.07~3.83 3.30~8.00	99.62 97.69	
345	西部第711号線	石木町241番 地先から 石木町682番 地先まで	前 後	2.35~4.70 2.35~4.25	43.94 43.94	
346	西部第790号線	学園大和町二丁目2650番375 地先から 学園大和町六丁目1372番2 地先まで	前 後	1.50~1.50 1.50~4.00	308.35 302.85	
347	西部第811号線	帝塚山一丁目1545番10 地先から 帝塚山一丁目1440番123 地先まで	前 後	4.13~6.24 4.90~6.24	38.61 38.61	
348	西部第885号線	学園大和町六丁目2118番1 地先から 鳥見町二丁目2452番70 地先まで	前 後	2.77~4.30 4.25~6.03	126.73 126.73	

(平成19年 3月28日揭示済)

奈良市告示第168号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成19年 3月28日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成19年 3月28日

奈良市長 藤 原 昭

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
1	登美ヶ丘中町線	学園大和町二丁目88番2 地先から 学園大和町二丁目81番 地先まで	15.36~20.33	194.25	
2	登美ヶ丘中町線	学園大和町二丁目1番87 地先から 学園大和町二丁目125番10 地先まで	17.83~19.86	133.28	
3	中町線	中町519番8 地先から 大倭町651番1 地先まで	6.30~8.83	44.72	
4	二条谷田線	学園中3丁目705番64 地先から 学園大和町一丁目304番 地先まで	15.98~16.05	217.77	
5	三条線	登大路町48番1 地先から 高畑町1165番1 地先まで	10.00~11.11	156.93	
6	奈良阪南田原線	押熊町835番2 地先から 神四丁目1番4 地先まで	23.62~24.10	106.25	
7	二条線	油留木町22番3 地先から 油留木町24番 地先まで	5.49~6.38	45.57	
8	二条線	花芝町14番2 地先から 坊屋敷町3番4 地先まで	3.68~6.11	74.33	
9	二条線	菖蒲池町11番1 地先から 菖蒲池町1番 地先まで	3.98~6.30	76.82	
10	大森高畑線	大森町48番 地先から 西木辻町35番1 地先まで	12.20~19.20	604.33	
11	二名線	二名三丁目1152番5 地先から 二名五丁目1270番1 地先まで	6.51~7.15	78.89	
12	二名学園前線	学園緑ヶ丘二丁目2830番6 地先から 学園緑ヶ丘二丁目2844番 地先まで	5.48~8.10	72.70	
13	二名学園前線	学園新田町2902番1 地先から 学園新田町2930番1 地先まで	4.70~5.56	35.08	
14	六条石木線	六条二丁目1120番 地先から 六条三丁目1107番2 地先まで	6.35~7.48	202.47	
15	六条石木線	六条二丁目857番3 地先から 六条二丁目863番1 地先まで	6.51~7.50	27.31	
16	鳥見二名線	鳥見町四丁目3番1 地先から 鳥見町三丁目18番6 地先まで	8.01~8.16	185.15	
17	大極線	二条大路南二丁目176番2 地先から 二条大路南三丁目174番8 地先まで	7.77~9.47	112.42	
18	杏神殿線	杏町307番6 地先から 杏町414番1 地先まで	7.30~7.90	112.89	
19	杏神殿線	東九条町814番6 地先から 東九条町673番1 地先まで	6.10~8.15	63.60	
20	北之庄八島線	横井四丁目854番1 地先から 八島町89番3 地先まで	3.40~6.05	303.33	
21	下狹川線	下狹川町2082番 地先から 下狹川町1578番1 地先まで	3.20~7.00	50.13	
22	丹生北野山線	北野山町646番1 地先から 北野山町607番1 地先まで	6.60~8.20	59.03	
23	水間別所線	別所町455番2 地先から 別所町464番 地先まで	3.55~9.10	232.58	
24	東部第9号線	須川町262番 地先から 須川町262番 地先まで	4.00~6.95	56.20	
25	東部第24号線	須川町1656番 地先から 須川町1753番 地先まで	4.10~4.80	39.10	
26	東部第25号線	須川町1845番2 地先から 須川町1781番1 地先まで	5.10~8.95	195.76	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
27	東部第44号線	須川町462番 須川町437番	4.50~9.00	112.22	
28	東部第57号線	法用町271番 法用町217番1	3.00~4.90	67.16	
29	東部第58号線	生疏里町269番 生疏里町276番	3.20~5.50	67.57	
30	東部第62号線	生疏里町107番 生疏里町106番	2.50~4.40	70.29	
31	東部第86号線	法用町25番3 法用町931番	2.60~4.25	194.84	
32	東部第97号線	下狭川町787番 下狭川町736番	2.20~11.10	164.81	
33	東部第107号線	下狭川町2818番 下狭川町2880番1	4.80~10.70	76.44	
34	東部第135号線	大柳生町3092番1 大柳生町1989番	1.50~3.00	55.31	
35	東部第138号線	大柳生町2405番1 大柳生町2391番	2.70~9.30	81.62	
36	東部第144号線	大平尾町782番 大平尾町598番	2.50~17.00	281.06	
37	東部第147号線	大慈仙町903番 大慈仙町900番	4.50~8.30	60.64	
38	東部第151号線	忍辱山町1299番1 忍辱山町1292番1	2.50~5.40	147.02	
39	東部第174号線	興ヶ原町1129番 興ヶ原町886番1	2.30~3.80	154.22	
整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
40	東部第183号線	邑地町2403番1 邑地町2428番2	2.90~4.10	72.33	
41	東部第197号線	丹生町680番2 丹生町701番1	2.10~5.70	136.34	
42	東部第198号線	水間町1836番1 水間町1861番1	3.30~5.55	120.24	
43	東部第206号線	柳生町1032番1 柳生町1055番1	3.10~5.10	96.84	
44	東部第208号線	柳生町339番5 柳生町397番2	3.65~4.00	43.95	
45	東部第217号線	誓多林町623番 誓多林町614番	2.40~3.86	61.45	
46	東部第218号線	此瀬町209番1 此瀬町268番1	4.50~8.05	108.24	
47	東部第228号線	香掛町432番1 香掛町431番1	2.70~3.60	15.25	
48	東部第235号線	水間町2452番 水間町2581番	3.80~5.50	102.14	
49	東部第242号線	別所町524番 別所町533番	3.55~7.00	176.81	
50	東部第244号線	水間町2838番 水間町3283番	3.00~4.40	52.48	
51	東部第255号線	若荷町17番1 若荷町632番1	6.10~7.20	105.54	
52	東部第257号線	南田原町842番 南田原町884番	1.80~9.00	65.76	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
53	東部第261号線	長谷町817番1 長谷町821番1	2.20~6.00	51.60	
54	東部第262号線	長谷町1644番1 長谷町1638番	2.20~7.00	37.15	
55	東部第263号線	長谷町1119番 長谷町1132番	2.20~4.00	27.19	
56	東部第266号線	茗荷町204番2 茗荷町1278番	3.30~6.00	163.96	
57	東部第286号線	矢田原町33番 矢田原町52番1	4.00~4.00	251.00	
58	東部第290号線	和田町406番 和田町214番	2.50~7.00	111.33	
59	東部第291号線	和田町218番 和田町299番	2.10~7.00	45.43	
60	東部第300号線	南椿尾町801番1 南椿尾町218番	5.90~12.50	69.40	
61	東部第300号線	北椿尾町1454番 北椿尾町1493番	2.00~9.05	173.93	
62	東部第301号線	菩提山町59番 菩提山町58番	2.40~4.00	93.61	
63	東部第301号線	菩提山町68番2 菩提山町147番	2.90~5.60	71.08	
64	東部第303号線	北椿尾町424番 北椿尾町520番	2.80~5.50	14.66	
65	東部第303号線	北椿尾町595番 北椿尾町997番	2.10~5.00	102.06	
66	東部第309号線	北椿尾町496番3 北椿尾町494番	5.10~9.50	95.74	
67	東部第319号線	中畑町1038番1 中畑町1036番	1.30~4.20	28.23	
68	東部第319号線	南椿尾町1902番1 南椿尾町195番	2.50~7.50	70.09	
69	東部第326号線	米谷町1946番1 米谷町38番1	7.70~12.60	45.82	
70	東部第335号線	興隆寺町819番 興隆寺町83番	1.60~3.50	94.50	
71	東部第340号線	南椿尾町211番1 南椿尾町217番1	5.10~11.00	130.79	
72	東部第351号線	高樋町817番1 虚空蔵町71番	2.50~3.00	44.32	
73	東部第372号線	狹川東町1330番1 狹川東町753番	2.25~6.45	89.32	
74	東部第377号線	北椿尾町1040番 北椿尾町998番2	5.60~11.00	70.99	
75	南部第1号線	八条一丁目11番1 八条一丁目845番	3.01~5.20	46.84	
76	南部第4号線	柏木町35番6 柏木町5番1	5.33~5.33	48.91	
77	南部第4号線	柏木町47番1 柏木町43番1	6.90~8.10	49.02	
78	南部第5号線	柏木町629番1 柏木町598番3	3.80~3.94	21.87	

整理番号	路 線 名	区 間	幅員 (m)	延 長 (m)	備 考
79	南部第14号線	柏木町630番 柏木町598番3	2.73~4.35	35.68	
80	南部第22号線	四条大路南町385番18 四条大路南町387番6	10.75~12.48	73.29	
81	南部第32号線	恋の窪一丁目213番1 恋の窪一丁目608番1	4.56~7.40	48.99	
82	南部第50号線	恋の窪二丁目230番169 恋の窪二丁目230番62	6.17~6.29	58.21	
83	南部第53号線	恋の窪東町151番1 大安寺七丁目733番2	2.69~6.20	48.61	
84	南部第66号線	大安寺六丁目784番2 大安寺六丁目782番6	4.81~5.25	69.69	
85	南部第67号線	大安寺六丁目817番 大安寺六丁目771番	5.42~6.60	64.21	
86	南部第74号線	大安寺五丁目975番6 大安寺五丁目940番1	3.00~3.65	24.59	
87	南部第90号線	八条二丁目156番1 八条二丁目143番	4.30~7.50	122.15	
88	南部第93号線	八条三丁目727番1 八条三丁目606番	4.94~5.50	167.21	
89	南部第98号線	八条一丁目790番1 八条一丁目807番3	4.96~5.25	117.74	
90	南部第116号線	柏木町190番5 西ノ京町15番	6.22~6.96	141.04	
91	南部第119号線	東九条町1125番10 東九条町1116番22	4.15~4.18	94.90	
92	南部第119号線	東九条町1116番4 東九条町1114番	2.50~4.80	138.71	
93	南部第120号線	東九条町1126番2 東九条町1373番5	3.60~4.50	74.75	
94	南部第135号線	東九条町653番1 東九条町627番3	4.25~7.70	146.89	
95	南部第136号線	東九条町264番23 東九条町288番1	4.20~4.70	63.95	
96	南部第137号線	東九条町625番1 東九条町685番	1.60~3.30	99.16	
97	南部第152号線	東九条町420番5 東九条町7番	11.21~12.97	36.37	
98	南部第154号線	杏町274番1 杏町383番1	4.50~15.80	184.50	
99	南部第157号線	杏町411番1 杏町424番7	5.15~8.23	88.00	
100	南部第167号線	杏町300番5 杏町403番1	3.66~7.60	153.38	
101	南部第167号線	杏町378番 杏町383番3	3.50~3.50	6.30	
102	南部第168号線	杏町339番1 杏町383番3	3.70~4.80	67.03	
103	南部第170号線	杏町274番3 杏町339番1	3.10~3.21	13.79	
104	南部第174号線	杏町300番4 杏町112番	5.2	16.37	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
105	南部第204号線	北永井町464番1 北永井町349番3	5.50~6.15	39.21	
106	南部第210号線	南永井町320番1 南永井町311番1	2.00~2.80	76.78	
107	南部第224号線	南永井町323番 南永井町320番1	2.91~3.30	33.89	
108	南部第255号線	古市町1464番1 古市町1420番1	3.12~8.60	126.38	
109	南部第256号線	古市町1377番1 古市町1408番4	4.01~4.03	33.35	
110	南部第265号線	古市町1631番1 古市町170番	8.92~10.25	15.16	
111	南部第273号線	古市町1365番28 古市町1265番1	5.78~5.91	75.83	
112	南部第281号線	古市町1012番 古市町967番4	3.27~4.00	37.56	
113	南部第282号線	古市町967番4 古市町946番	2.27~3.40	159.67	
114	南部第297号線	古市町2250番1 古市町227番	2.80~5.58	59.06	
115	南部第297号線	古市町2291番1 古市町2399番	2.24~6.40	119.18	
116	南部第302号線	古市町2225番2 古市町2234番5	3.92~4.93	50.89	
117	南部第333号線	古市町2420番1 古市町3番3	3.40~4.02	50.00	
整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
118	南部第337号線	鹿野園町353番2 鹿野園町356番	1.82~2.01	42.48	
119	南部第343号線	鹿野園町1100番1 鹿野園町1038番	1.50~2.80	109.88	
120	南部第350号線	藤原町143番1 藤原町104番	5.55~7.20	45.58	
121	南部第358号線	藤原町3番4 藤原町11番	4.40~7.50	19.97	
122	南部第358号線	藤原町195番 藤原町300番	2.60~6.25	25.62	
123	南部第358号線	藤原町521番1 藤原町527番	2.45~3.20	24.23	
124	南部第359号線	藤原町526番 藤原町521番1	2.00~3.00	27.50	
125	南部第380号線	藤原町152番4 藤原町143番2	1.85~3.28	24.46	
126	南部第404号線	北永井町121番 北永井町91番	2.60~4.15	86.39	
127	南部第407号線	横井二丁目228番1 横井二丁目157番1	8.08~8.20	26.56	
128	南部第441号線	柴屋町62番2 柴屋町111番1	2.20~2.90	40.07	
129	南部第470号線	山町777番3 窪之庄町695番1	4.00~4.60	21.84	
130	南部第472号線	窪之庄町706番3 窪之庄町704番5	2.91~3.01	39.63	

整理番号	路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
131	南部第478号線	山町1243番 地先から 山町1237番 地先まで	2.30~9.60	168.08	
132	南部第482号線	山町1090番 地先から 山町710番 地先まで	2.10~3.50	117.36	
133	南部第488号線	窪之庄町157番1 地先から 窪之庄町170番 地先まで	2.80~3.80	31.63	
134	南部第493号線	窪之庄町147番 地先から 窪之庄町275番 地先まで	0.80~2.30	53.71	
135	南部第524号線	今市町787番1 地先から 今市町249番2 地先まで	6.10~15.77	84.03	
136	南部第530号線	今市町845番51 地先から 今市町227番2 地先まで	2.05~6.30	49.42	
137	南部第542号線	今市町200番1 地先から 今市町125番1 地先から	4.05~6.01	57.00	
138	南部第553号線	池田町410番 地先から 池田町282番1 地先まで	3.50~5.30	48.28	
139	南部第574号線	東九条町215番10 地先から 東九条町215番4 地先まで	3.97~4.50	44.88	
140	南部第575号線	東九条町202番19 地先から 東九条町202番48 地先まで	6.40~7.50	282.97	
141	南部第652号線	窪之庄町153番1 地先から 窪之庄町70番 地先まで	6.30~7.40	100.35	
142	南部第660号線	柏木町527番1 地先から 柏木町531番1 地先まで	9.07~9.51	64.26	
143	北部第7号線	半田開町75番10 地先から 半田開町93番1 地先まで	9.98~10.55	54.17	
144	北部第7号線	法蓮町1704番1 地先から 法蓮町890番1 地先まで	9.58~10.20	70.30	
145	北部第8号線	奈良阪町2677番1 地先から 法蓮町1591番5 地先まで	9.98~10.53	71.55	
146	北部第8号線	奈良阪町2670番2 地先から 奈良阪町2024番 地先まで	9.58~10.20	58.71	
147	北部第11号線	奈良阪町1204番2 地先から 奈良阪町2492番 地先まで	4.00~11.00	91.53	
148	北部第91号線	雑司町29番 地先から 雑司町38番 地先まで	3.33~3.63	50.79	
149	北部第101号線	川上町12番1 地先から 川上町18番 地先まで	3.43~7.08	65.61	
150	北部第134号線	奈良阪町2292番4 地先から 奈良阪町2315番1 地先まで	2.44~4.03	97.09	
151	北部第154号線	奈良阪町2809番 地先から 奈良阪町2901番 地先まで	7.43~8.82	162.41	
152	北部第158号線	高畑町1171番1 地先から 高畑町1116番3 地先まで	3.58~4.30	33.50	
153	北部第163号線	中新屋町5番1 地先から 西新屋町1番 地先まで	2.28~2.95	40.48	
154	北部第176号線	高畑町1219番 地先から 高畑町1213番 地先まで	6.65~7.23	58.58	
155	北部第181号線	高畑町473番1 地先から 高畑町487番6 地先まで	4.30~8.23	63.66	
156	北部第185号線	高畑町126番 地先から 高畑町147番 地先まで	3.32~4.04	82.65	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
170	北部第259号線	肘塚町291番30 地先から 肘塚町246番 地先まで	1.75~2.98	5.44	
171	北部第277号線	杉ヶ町30番3 地先から 大森町50番 地先まで	5.34~6.12	67.29	
172	北部第282号線	大森町293番3 地先から 大森町283番3 地先まで	6.55~7.10	17.47	
173	北部第283号線	大森町299番 地先から 大森町11番 地先まで	3.10~3.20	44.11	
174	北部第287号線	西木辻町327番1 地先から 西木辻町220番1 地先まで	4.90~5.48	25.18	
175	北部第287号線	西木辻町298番 地先から 西木辻町226番 地先まで	4.40~6.20	62.33	
176	北部第293号線	南新町290番12 地先から 南魚屋町290番3 地先まで	3.75~4.45	51.72	
177	北部第300号線	西木辻町226番3 地先から 西木辻町226番5 地先まで	1.70~2.30	46.56	
178	北部第305号線	西木辻町1番1 地先から 北京終町58番4 地先まで	4.22~6.54	109.21	
179	北部第310号線	南京終町9番2 地先から 北京終町64番 地先まで	3.55~5.70	154.35	
180	北部第317号線	南肘塚町53番1 地先から 南肘塚町146番1 地先まで	4.48~8.10	89.37	
181	北部第318号線	南京終町654番2 地先から 南京終町772番2 地先まで	4.36~5.35	27.66	
182	北部第332号線	南京終町四丁目416番10 地先から 南京終町四丁目452番1 地先まで	5.13~5.50	49.90	
157	北部第195号線	高畑町468番 地先から 高畑町461番1 地先まで	4.15~4.81	51.79	
158	北部第197号線	高畑町473番1 地先から 高畑町474番4 地先まで	3.45~4.88	61.69	
159	北部第227号線	高畑町904番4 地先から 鹿野園町949番 地先まで	3.80~6.46	69.78	
160	北部第230号線	高畑町55番1 地先から 白毫寺町748番28 地先まで	3.76~4.15	27.02	
161	北部第230号線	高畑町35番6 地先から 白毫寺町743番1 地先まで	3.33~4.08	29.78	
162	北部第230号線	高畑町1番1 地先から 白毫寺町723番 地先まで	3.93~4.05	22.21	
163	北部第233号線	高畑町527番1 地先から 高畑町1番1 地先まで	5.40~6.38	53.77	
164	北部第233号線	高畑町906番4 地先から 鹿野園町944番 地先まで	7.20~9.60	20.54	
165	北部第246号線	南紀寺町一丁目703番1 地先から 南紀寺町三丁目707番 地先まで	6.22~6.45	115.74	
166	北部第248号線	東紀寺町三丁目705番 地先から 東紀寺町一丁目704番1 地先まで	6.56~7.85	15.20	
167	北部第251号線	古市町1466番1 地先から 古市町1456番4 地先まで	5.35~7.10	69.24	
168	北部第256号線	東紀寺町一丁目703番1 地先から 東紀寺町三丁目707番 地先まで	10.68~13.05	528.89	
169	北部第258号線	東紀寺町二丁目721番284 地先から 東紀寺町一丁目700番1 地先まで	10.30~10.88	218.97	

整理番号	路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
183	北部第363号線	高畑町1122番11 地先から 登大路町49番 地先まで	4.15~12.12	31.07	
184	北部第364号線	今御門町12番1 今御門町10番2 地先から 地先まで	3.74~3.82	21.50	
185	北部第365号線	今御門町12番1 今御門町25番 地先から 地先まで	2.85~3.55	21.50	
186	北部第366号線	樽井町1番1 元林院町17番 地先から 地先まで	2.90	3.53	
187	北部第378号線	南京線町11番8 南京線町13番2 地先から 地先まで	5.04~6.50	42.79	
188	北部第385号線	三条町16番2 三条町582番 地先から 地先まで	3.69~4.40	116.34	
189	北部第402号線	法蓮町1987番4 法蓮町1920番3 地先から 地先まで	4.50~6.50	106.23	
190	北部第410号線	法蓮町843番1 法蓮町836番1 地先から 地先まで	4.20~4.22	9.73	
191	北部第413号線	法蓮町772番1 法蓮町787番 地先から 地先まで	2.40~3.96	82.77	
192	北部第440号線	川上町595番10 川上町595番5 地先から 地先まで	6.01~6.71	81.44	
193	北部第446号線	西笹鉾町28番2 北袋町27番1 地先から 地先まで	3.68~5.05	102.56	
194	北部第465号線	芝辻町858番17 芝辻町5番1 地先から 地先まで	3.00~3.62	77.49	
195	北部第477号線	法蓮町43番 法蓮町61番1 地先から 地先まで	3.10~4.75	87.59	
196	北部第482号線	法蓮町986番78 法蓮町87番58 地先から 地先まで	6.20~6.30	135.25	
197	北部第497号線	法華寺町347番7 法華寺町336番2 地先から 地先まで	3.96~4.05	89.99	
198	北部第499号線	芝辻町501番1 法華寺町241番1 地先から 地先まで	2.60~4.15	76.08	
199	北部第528号線	法華寺町944番3 法華寺町942番 地先から 地先まで	2.20~2.88	37.20	
200	北部第529号線	法華寺町1808番1 佐紀町1194番5 地先から 地先まで	2.54~3.34	38.57	
201	北部第558号線	南附塚町146番1 南附塚町138番1 地先から 地先まで	0.95~1.07	7.18	
202	北部第580号線	法華寺町23番 法華寺町337番 地先から 地先まで	0.80~1.00	117.82	
203	北部第593号線	法華寺町986番1 法華寺町988番25 地先から 地先まで	2.40~3.40	34.44	
204	中部第2号線	疋田町一丁目100番2 菅原町699番1 地先から 地先まで	7.14~7.92	77.60	
205	中部第6号線	西大寺東町二丁目66番4 西大寺本町217番 地先から 地先まで	2.61~4.30	106.33	
206	中部第6号線	西大寺東町二丁目60番4 西大寺本町221番 地先から 地先まで	3.08~3.70	68.82	
207	中部第7号線	西大寺南町2123番1 西大寺芝町一丁目2114番2 地先から 地先まで	3.92~6.08	26.86	
208	中部第7号線	菅原町183番3 菅原町215番1 地先から 地先まで	2.30~6.00	166.91	

整理番号	路名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
209	中部第10号線	西ノ京町140番2 地先から	3.52~4.20	63.82	
		西ノ京町125番 地先まで			
210	中部第11号線	西ノ京町392番2 地先から	4.20~4.60	32.86	
		西ノ京町460番 地先まで			
211	中部第18号線	押熊町1448番1 地先から	4.49~7.20	25.52	
		押熊町1282番2 地先まで			
212	中部第18号線	押熊町1433番5 地先から	4.25~5.50	26.41	
		押熊町1306番1 地先まで			
213	中部第21号線	押熊町1567番 地先から	2.70~4.08	42.85	
		押熊町1550番3 地先まで			
214	中部第56号線	山陵町1466番 地先から	5.45~9.60	147.65	
		山陵町2172番 地先まで			
215	中部第59号線	山陵町1237番1 地先から	2.65~4.20	9.75	
		山陵町880番1 地先まで			
216	中部第91号線	秋篠早月町203番3 地先から	6.21~10.20	66.20	
		秋篠早月町202番2 地先まで			
217	中部第93号線	秋篠町1715番1 地先から	3.50~5.25	59.46	
		秋篠町259番2 地先まで			
218	中部第94号線	秋篠町2102番 地先から	5.15~5.23	22.80	
		秋篠町2105番 地先まで			
219	中部第97号線	秋篠三和町二丁目430番83 地先から	5.66~7.47	69.09	
		秋篠町684番12 地先まで			
220	中部第98号線	秋篠町481番2 地先から	3.55~6.30	28.95	
		秋篠町2090番 地先まで			
221	中部第99号線	秋篠町2091番 地先から	4.87~6.21	154.77	
		秋篠町467番1 地先まで			
222	中部第103号線	秋篠町1047番1 地先から	4.82~6.11	68.50	
		秋篠町117番3 地先まで			
223	中部第118号線	敷島町二丁目524番4 地先から	3.75~4.37	82.03	
		あやめ池北三丁目1130番4 地先まで			
224	中部第118号線	あやめ池北三丁目1131番4 地先から	3.90~5.54	62.83	
		あやめ池北三丁目1154番 地先まで			
225	中部第119号線	敷島町一丁目539番10 地先から	6.20~6.20	70.90	
		敷島町一丁目539番44 地先まで			
226	中部第125号線	秋篠町1170番26 地先から	0.00~5.95	105.37	
		秋篠町1170番4 地先まで			
227	中部第134号線	秋篠町1170番19 地先から	0.00~4.50	78.95	
		秋篠町1170番23 地先まで			
228	中部第154号線	中山町1563番5 地先から	3.00~5.63	33.27	
		中山町1510番1 地先まで			
229	中部第164号線	中山町1160番1 地先から	4.36~7.20	97.18	
		中山町1156番1 地先まで			
230	中部第195号線	佐紀町2408番5 地先から	2.77~6.07	41.69	
		佐紀町2401番15 地先まで			
231	中部第198号線	佐紀町2413番2 地先から	4.00~5.90	82.62	
		佐紀町2416番6 地先まで			
232	中部第209号線	佐紀町1194番1 地先から	3.25~6.50	90.47	
		法華寺町1081番2 地先まで			
233	中部第230号線	佐紀町2499番1 地先から	4.90~6.20	62.00	
		佐紀町2760番1 地先まで			
234	中部第252号線	二条大路南二丁目176番2 地先から	0.80~0.90	86.03	
		二条大路南二丁目166番 地先まで			

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
235	中部第253号線	二条大路南三丁目215番8 地先から 二条大路南三丁目179番1 地先まで	10.01~11.98	20.16	
236	中部第255号線	二条大路南四丁目516番1 地先から 二条大路南四丁目192番6 地先まで	4.21~5.13	45.57	
237	中部第263号線	三条大路二丁目556番 地先から 三条大路二丁目526番1 地先まで	5.56~5.62	119.79	
238	中部第264号線	南新町52番4 地先から 南新町79番2 地先まで	6.10~9.20	45.32	
239	中部第264号線	柏木町118番1 地先から 柏木町149番4 地先まで	7.47~10.00	94.78	
240	中部第265号線	三条大路一丁目584番27 地先から 三条大路一丁目584番3 地先まで	5.42~5.56	65.92	
241	中部第268号線	三条大路一丁目584番31 地先から 三条大路一丁目617番 地先まで	5.45~5.61	32.14	
242	中部第286号線	四条大路一丁目719番1 地先から 四条大路一丁目756番5 地先まで	6.00~6.30	61.00	
243	中部第300号線	四条大路四丁目136番1 地先から 南新町172番10 地先まで	2.48~2.74	6.53	
244	中部第300号線	四条大路四丁目150番1 地先から 南新町108番4 地先まで	2.00~5.54	22.61	
245	中部第300号線	四条大路三丁目904番1 地先から 南新町79番2 地先まで	3.00~5.37	48.45	
246	中部第301号線	五条町261番1 地先から 南新町189番 地先まで	0.70~4.50	203.92	
247	中部第302号線	柏木町43番1 地先から 柏木町59番1 地先まで	4.3~8.00	45.19	
248	中部第302号線	柏木町57番4 地先から 柏木町630番 地先まで	8.17~8.05	23.15	
249	中部第319号線	七条町105番4 地先から 七条町163番3 地先まで	5.30~6.30	68.10	
250	中部第322号線	西ノ京町305番 地先から 西ノ京町313番 地先まで	2.54~4.50	36.57	
251	中部第327号線	六条町367番 地先から 六条町395番 地先まで	2.80~2.90	21.31	
252	中部第327号線	六条町369番 地先から 六条町383番 地先まで	2.95~2.95	36.53	
253	中部第344号線	七条一丁目382番2 地先から 七条一丁目421番6 地先まで	2.00~3.00	50.45	
254	中部第346号線	七条二丁目736番1 地先から 七条一丁目434番4 地先まで	6.00~19.00	393.70	
255	中部第346号線	七条一丁目418番 地先から 七条一丁目405番1 地先まで	6.70~8.30	21.90	
256	中部第348号線	七条一丁目710番 地先から 七条一丁目714番1 地先まで	1.85~4.05	69.08	
257	中部第364号線	六条二丁目879番1 地先から 六条二丁目989番4 地先まで	4.92~4.94	40.89	
258	中部第410号線	六条西五丁目5449番 地先から 六条西五丁目5459番1 地先まで	5.65~6.04	140.61	
259	中部第411号線	六条西三丁目1335番12 地先から 六条西三丁目1481番51 地先まで	5.83~6.67	84.60	
260	中部第467号線	五条二丁目674番2 地先から 五条三丁目695番 地先まで	2.65~4.00	12.05	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
261	中部第472号線	五条二丁目674番2 地先から 五条二丁目678番 地先まで	2.65~3.20	16.01	
262	中部第510号線	五条一丁目451番9 地先から 五条一丁目451番5 地先まで	5.10~7.20	69.00	
263	中部第510号線	五条一丁目451番23 地先から 五条一丁目451番20 地先まで	5.05~5.25	118.10	
264	中部第526号線	尼辻中町229番1 地先から 尼辻中町186番1 地先まで	3.57~4.28	13.51	
265	中部第549号線	二条大路南五丁目449番1 地先から 尼辻西町269番2 地先まで	4.96~4.96	25.07	
266	中部第616号線	西之阪町21番 地先から 西之阪町39番2 地先まで	5.95~6.00	25.31	
267	中部第624号線	三条町606番96 地先から 杉ヶ町53番7 地先まで	4.08~5.30	135.19	
268	中部第642号線	三条宮前町1195番 地先から 三条宮前町46番3 地先まで	6.53~9.79	78.33	
269	中部第647号線	大宮町二丁目82番24 地先から 三条本町1087番 地先まで	11.19~11.22	28.94	
270	中部第648号線	三条宮前町233番9 地先から 三条柴町230番2 地先まで	5.93~6.25	38.14	
271	中部第650号線	三条宮前町68番1 地先から 三条宮前町69番1 地先まで	6.36~6.77	24.68	
272	中部第652号線	三条柴町63番2 地先から 三条柴町60番2 地先まで	4.34~4.50	16.60	
273	中部第656号線	三条柴町98番2 地先から 三条柴町232番2 地先まで	4.15~4.4	70.18	
274	中部第666号線	三条松町633番4 地先から 三条松町169番3 地先まで	13.25~13.98	25.01	
275	中部第678号線	秋篠三和町二丁目864番 地先から 秋篠三和町二丁目868番 地先まで	3.86~6.10	30.01	
276	中部第678号線	秋篠三和町二丁目851番 地先から 秋篠三和町二丁目556番3 地先まで	4.07~6.96	194.19	
277	中部第679号線	西大寺赤田町二丁目370番4 地先から 西大寺赤田町二丁目970番4 地先まで	3.50~9.20	13.55	
278	中部第689号線	横領町381番3 地先から 横領町426番4 地先まで	11.50~13.50	6.81	
279	中部第704号線	西大寺芝町一丁目2091番12 地先から 西大寺芝町二丁目2089番 地先まで	4.30~5.30	92.39	
280	中部第706号線	西大寺国見町一丁目2137番89 地先から 西大寺国見町二丁目2132番3 地先まで	5.88~6.20	107.02	
281	中部第706号線	西大寺国見町一丁目2137番21 地先から 西大寺国見町二丁目291番34 地先まで	5.83~6.20	79.97	
282	中部第711号線	西大寺国見町二丁目2132番12 地先から 西大寺国見町二丁目296番39 地先まで	5.93~5.95	30.74	
283	中部第732号線	菅原町290番13 地先から 菅原町263番3 地先まで	5.50~6.50	24.76	
284	中部第733号線	菅原町269番 地先から 菅原町228番5 地先まで	6.00~6.13	200.63	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
285	中部第733号線	菅原町213番1 地先から 菅原町183番4 地先まで	6.00~6.00	30.73	
286	中部第734号線	菅原町231番1 地先から 菅原町245番 地先まで	2.90~6.40	63.05	
287	中部第734号線	横領町131番1 地先から 横領町451番7 地先まで	2.97~3.03	31.37	
288	中部第737号線	菅原町524番1 地先から 菅原町514番3 地先まで	3.99~4.59	52.56	
289	中部第776号線	平松一丁目93番4 地先から 平松二丁目242番3 地先まで	4.25~8.29	34.33	
290	中部第813号線	平松五丁目587番1 地先から 平松五丁目586番4 地先まで	4.09~7.70	39.76	
291	中部第867号線	青野町164番1 地先から 青野町200番1 地先まで	2.60~5.40	54.03	
292	中部第872号線	若葉台四丁目286番16 地先から 疋田町一丁目29番 地先まで	2.00~5.80	80.08	
293	中部第895号線	敷島町一丁目539番2 地先から あやめ池北二丁目1221番1 地先まで	4.03~4.03	19.48	
294	中部第917号線	あやめ池南八丁目900番163 地先から あやめ池南八丁目900番29 地先まで	3.18~4.28	42.54	
295	中部第918号線	あやめ池南八丁目900番36 地先から あやめ池南八丁目900番153 地先まで	3.23~3.58	50.84	
296	中部第924号線	あやめ池南六丁目1134番22 地先から あやめ池南六丁目1128番15 地先まで	6.01~7.90	36.12	
297	中部第930号線	あやめ池南六丁目1135番8 地先から あやめ池南一丁目1119番2 地先まで	8.52~23.00	113.74	
298	中部第946号線	佐紀町917番1 地先から 佐紀町942番3 地先まで	2.80~4.50	125.00	
299	中部第1191号線	左京四丁目4番45 地先から 左京四丁目5番4 地先まで	8.00~8.00	82.29	
300	中部第1302号線	押熊町1451番4 地先から 押熊町1111番4 地先まで	5.00~10.62	60.37	
301	中部第1342号線	中山町1617番1 地先から 中山町1551番2 地先まで	4.68~6.00	55.10	
302	中部第1348号線	三条本町6番1 地先から 三条宮前町310番 地先まで	12.00~25.00	336.38	
303	中部第1355号線	六条西三丁目1093番6 地先から 六条西三丁目1335番12 地先まで	4.70~5.00	116.69	
304	中部第1356号線	六条三丁目1096番2 地先から 六条三丁目1170番51 地先まで	4.57~4.67	107.03	
305	中部第1357号線	六条三丁目1096番5 地先から 六条三丁目1170番104 地先まで	4.73~4.82	93.60	
306	中部第1358号線	六条三丁目1108番2 地先から 六条三丁目1161番1 地先まで	4.75~4.76	33.56	
307	中部第1359号線	六条三丁目1107番2 地先から 六条三丁目1107番4 地先まで	4.65~4.69	26.24	
308	中部第1360号線	六条三丁目1174番14 地先から 六条三丁目1170番40 地先まで	4.52~4.72	181.28	
309	中部第1416号線	押熊町651番5 地先から 押熊町708番1 地先まで	6.00~7.45	163.73	
310	中部第1417号線	押熊町679番2 地先から 押熊町651番31 地先まで	7.47~8.23	65.90	

整理番号	路線名	区間	幅員(m)	延長(m)	備考
311	西部第243号線	西登美ヶ丘二丁目4190番53 地先から 西登美ヶ丘二丁目4202番2 地先まで	12.21~12.31	222.17	
312	西部第306号線	あやめ地北二丁目1169番1 地先から あやめ地北一丁目1192番 地先まで	0.00~6.15	194.54	
313	西部第308号線	学園朝日元町一丁目609番41 地先から 学園朝日元町一丁目613番1 地先まで	6.51~6.72	38.21	
314	西部第324号線	学園北二丁目1017番9.2 地先から 学園北二丁目1017番31 地先まで	4.17~4.50	119.75	
315	西部第344号線	学園南一丁目963番236 地先から 学園南一丁目950番12 地先まで	10.30~10.40	221.04	
316	西部第358号線	あやめ池南八丁目900番15 地先から あやめ池南八丁目900番41 地先まで	5.82~5.91	47.59	
317	西部第372号線	学園大和町二丁目1782番 地先から 千代ヶ丘一丁目1567番121 地先まで	6.25~10.60	52.59	
318	西部第372号線	大倭町655番 地先から 大倭町1997番3 地先まで	5.52~6.27	50.84	
319	西部第380号線	学園大和町三丁目231番5 地先から 学園大和町三丁目237番10 地先まで	8.00~8.11	190.37	
320	西部第383号線	学園大和町三丁目233番 地先から 学園大和町三丁目232番5 地先まで	6.02~6.04	84.42	
321	西部第417号線	学園大和町一丁目1367番6 地先から 学園大和町一丁目288番 地先まで	5.50~6.21	24.81	
322	西部第429号線	学園南一丁目1041番1 地先から 学園南一丁目1006番1 地先まで	5.60~6.80	76.41	
323	西部第441号線	学園北一丁目3060番10 地先から 百楽園一丁目3163番1 地先まで	4.65~8.80	52.34	
324	西部第444号線	百楽園一丁目3050番1 地先から 百楽園一丁目3015 地先まで	3.04~3.81	24.77	
325	西部第470号線	学園新田町3219番1 地先から 鶴舞西町3268番1 地先まで	4.72~7.51	241.49	
326	西部第530号線	二名三丁目1440番6 地先から 二名三丁目118番 地先まで	5.09~10.00	142.35	
327	西部第530号線	二名三丁目1095番1 地先から 二名三丁目1014番6 地先まで	1.85~7.19	43.97	
328	西部第531号線	二名三丁目1019番 地先から 二名三丁目971番3 地先まで	2.40~4.05	94.16	
329	西部第543号線	大洲町3336番1 地先から 南登美ヶ丘3336番12 地先まで	5.15~5.88	90.79	
330	西部第544号線	南登美ヶ丘3511番1 地先から 南登美ヶ丘3481番1 地先まで	4.50~6.35	99.91	
331	西部第573号線	百楽園三丁目426番12 地先から 富雄北二丁目420番10 地先まで	5.27~6.63	52.89	
332	西部第573号線	富雄北二丁目487番3 地先から 富雄北三丁目378番 地先まで	4.55~4.75	50.05	
333	西部第574号線	富雄北三丁目2557番2 地先から 富雄北一丁目2766番2 地先まで	6.00~6.12	16.49	
334	西部第586号線	富雄北一丁目2676番1 地先から 富雄北一丁目2679番3 地先まで	6.42~8.32	58.18	
335	西部第592号線	富雄元町一丁目559番3 地先から 学園中五丁目706番110 地先まで	2.50~6.00	69.52	

整理 番号	路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
336	西部第595号線	雷雄元町一丁目561番67 地先から 雷雄元町一丁目561番119 地先まで	6.20~6.30	27.32	
337	西部第617号線	千代ヶ丘一丁目9番59 地先から 千代ヶ丘一丁目8番34 地先まで	5.00~6.01	67.39	
338	西部第635号線	学園大和町二丁目2598番2 地先から 学園大和町二丁目2502番1 地先まで	1.92~4.55	30.44	
339	西部第636号線	学園大和町二丁目2303番1 地先から 学園大和町二丁目2596番1 地先まで	3.54~5.60	65.01	
340	西部第682号線	五条三丁目950番9 地先から 六条西一丁目959番1 地先まで	6.84~9.27	47.57	
341	西部第686号線	五条畑一丁目5166番2 地先から 五条畑一丁目5168番3 地先まで	7.50~10.30	37.57	
342	西部第691号線	青垣台一丁目3番9 地先から 青垣台一丁目8番1 地先まで	6.20~6.20	43.08	
343	西部第692号線	青垣台一丁目9番1 地先から 石木町116番2 地先まで	6.10~7.60	19.29	
344	西部第706号線	石木町266番 地先から 六条西六丁目254番1 地先まで	3.30~8.00	97.69	
345	西部第711号線	石木町241番 地先から 石木町682番 地先まで	2.35~4.25	43.94	
346	西部第790号線	学園大和町二丁目2650番375 地先から 学園大和町六丁目1372番2 地先まで	1.50~4.00	302.85	
347	西部第811号線	帝塚山一丁目1545番10 地先から 帝塚山一丁目1440番123 地先まで	4.90~6.24	38.61	
348	西部第885号線	学園大和町六丁目2118番1 地先から 鳥見町二丁目2452番70 地先まで	4.25~6.03	126.73	

整理 番号	路 線 名	区 間	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
349	西部第938号線	三松一丁目792番1 地先から 三松四丁目870番2 地先まで	3.70~7.24	136.02	
350	西部第943号線	雷雄元町一丁目561番90 地先から 学園大和町六丁目674番1 地先まで	0.50~0.60	32.00	
351	西部第943号線	雷雄元町一丁目560番31 地先から 学園中五丁目706番120 地先まで	0.50~0.60	78.30	
352	西部第1151号線	中町4964番5 地先から 中町4964番1 地先まで	5.02~8.00	29.12	
353	西部第1172号線	百菜園四丁目433番2 地先から 百菜園三丁目429番2 地先まで	4.30~4.30	28.75	

(平成19年 3月28日掲示済)

奈良市告示第169号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。
平成19年 3月28日
奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	中町六条線	石木町 8番地先から	石木町 52番1地先まで	L= 248.8 W= 18.0~19.5
2	二条谷田線	富雄元町一丁目 561番27地先から	学園大和町六丁目 706番159地先まで	L= 238.8 W= 16.0
3	中部第137号線	秋篠町 1339番1地先から	秋篠町 1170番3地先まで	L= 552.3 W= 23.0~24.0
4	西部第86号線	敷島町一丁目 544番53地先から	あやめ池北一丁目 1355番12地先まで	L= 842.9 W= 13.0

(平成19年 3月28日掲示済)

奈良市告示第170号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成19年 3月28日から次のように道路の供用を開

始します。
その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。
平成19年 3月28日
奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	起 点	終 点	備 考 (m)
1	中町六条線	石木町 8番地先から	石木町 52番1地先まで	L= 248.8 W= 18.0~19.5
2	二条谷田線	富雄元町一丁目 561番27地先から	学園大和町六丁目 706番159地先まで	L= 238.8 W= 16.0
3	中部第137号線	秋篠町 1339番1地先から	秋篠町 1170番3地先まで	L= 552.3 W= 23.0~24.0
4	西部第86号線	敷島町一丁目 544番53地先から	あやめ池北一丁目 1355番12地先まで	L= 842.9 W= 13.0

(平成19年 3月28日掲示済)

奈良市告示第171号
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成19年 3月28日
奈良市長 藤原 昭
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の一部を改正する告示
奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱（平成16年奈良市告示第289号）の一部を次のように改正する。
第3条第2号中「650万円」を「730万円」に改める。
第4条を次のように改める。
(対象となる治療等)
第4条 助成金の交付の対象となる治療は、対象者が特定不妊治療の実施につき、高い技術の下に十分な理解と倫理観をもって対処できる医療機関で受けた特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した

場合を含む。)とする。
第5条中「1夫婦につき1年度当たり10万円」を「1夫婦における1回の治療につき10万円まで、1年度当たり2回」に改める。
第6条第1項に次のただし書を加える。
ただし、市長が認めたときは、その全部又は一部の添付を省略することができる。
別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式 (第6条関係)

特定不妊治療費助成金交付申請書

(あて先) 奈良市長

特定不妊治療費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

		申 請 日	年 月 日
		ふりがな	生 年 月 日
		氏 名	
申 請 者	夫	〒	年 月 日生 (歳)
		印	
	妻	〒	年 月 日生 (歳)
		印	
	住所 (※1)	〒 電話 ()	
	住所 (※2)	〒 電話 ()	

過去にこの助成金を受けたことがありますか。

ない ・ ある → 過去 () 回受けた。

助成金を受けた自治体は (奈良市・ 都道府県・市)

申請額 金 円

振 込 先	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 出張所	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 貯蓄 <input type="checkbox"/> 当座
	ふりがな 口座名義人		口座 番号		

申請受理年月日	年 月 日	(承認・不承認) 決定年月日	年 月 日
受給者番号			

(注) 太枠の中をご記入ください。

※1 夫婦の住所を記入してください。

※2 単身赴任等で夫と妻が異なる場所に住所を有する場合に記入してください。

添付書類

- 1 特定不妊治療受診等証明書
- 2 医療機関発行の領収書の写し
- 3 法律上の婚姻をしている夫婦であることを証明する書類
- 4 夫及び妻の所得額を証明する書類

備考 裏面に治療の内容・結果及び妊娠の経過について行政への報告を行うことに関する説明を記載する。

第2号様式(第6条関係)

受給者番号					
-------	--	--	--	--	--

特 定 不 妊 治 療 受 診 等 証 明 書

次の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと思われるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を次のとおり領収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

印

医療機関記入欄 (主治医が記入すること。)			
ふりがな			
受診者氏名	夫	妻	
受診者生年月日	年 月 日 (歳)	年 月 日 (歳)	
今回の治療方法	A B C D E F 該当する記号(注参照)に○を付けてください。		AまたはBの場合 1 体外受精 2 顕微授精 (該当する番号に○を付けてください。)
今回の治療期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票登録の有無	有 →患者識別番号※		無
領収金額	[今回の治療にかかった金額合計※保険外診療に限る] 領収金額 円		

(※) 日本産科婦人科学会 UMIN 個別調査票に登録した患者識別番号を転記してください。

(注) 助成対象となる治療は次のいずれかに相当するものです。

- A 新鮮胚移植を実施
- B 採卵から凍結胚移植に至る一連の治療を実施(採卵・受精後、胚を凍結し、母体の状態を整えるために1~3周期の間隔をあけた後に胚移植を行うとの治療方針に基づく一連の治療を行った場合)
- C 以前に凍結した胚による胚移植を実施
- D 体調不良等により移植の目的が立たず治療終了
- E 受精できず、又は胚の分割停止、変性、多精子受精などの異常受精等による中止
- F 採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止

(注) 採卵に至らないケース(女性への侵襲的治療のないもの)は助成対象となりません。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市特定不妊治療費助成金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる特定不妊治療に係る助成金の交付について適用し、同日前に行われた特定不妊治療に係る助成金の交付については、なお従前の例による。

(平成19年3月28日揭示済)

奈良市告示第172号

奈良市宮跡庭園条例施行規則(昭和59年奈良市規則第48号)第3条ただし書の規定により、平城京左京三条二坊宮跡庭園を次のとおり休園します。

平成19年3月28日

奈良市長 藤原 昭

休園日 平成19年4月1日から平成19年5月2日まで
(平成19年3月28日揭示済)

奈良市告示第173号

奈良市住居表示に関する条例(昭和42年奈良市条例第21号)第2条の規定により、街区の区域を次のとおり変更します。

平成19年3月28日

奈良市長 藤原 昭

- 変更の年月日
平成19年3月28日
- 街区の区域
 - 北登美ヶ丘六丁目の一部
別図1を別図2に示すとおり変更します。
 - 藤ノ木台一丁目の一部
別図3を別図4に示すとおり変更します。

別図1から4まで省略

(平成19年3月28日揭示済)

奈良市告示第174号

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成18年奈良市告示第239号)の一部を次のように改正する。

第4条中「次に掲げる」及び各号を削る。

第6条第1号を次のように改める。

(1) 耐震改修工事費見積書(別記第1号様式)

第8条第2号を次のように改める。

(2) 耐震改修工事費精算書(別記第2号様式)

別記様式を削り、附則の次に次の2様式を加える。

別記

第1号様式(第6条関係)

耐震改修工事費見積書

住所
施工者

次のとおり見積りいたします。

- 工事場所
- 見積額
- 耐震改修工事費見積内訳

	耐震改修工事費				
	円	円	円	円	円
I	直接工事費				
II	共通費・諸経費				
	計				
III	消費税				
	合計				

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類

第2号様式(第8条関係)

日
月
年

耐震改修工事費精算書

住 所
施 工 者

印

次のとおり精算いたします。

- 1 工事場所
- 2 指令番号
- 3 精算額
- 4 耐震改修工事費精算内訳

	耐震改修工事費				
I	直接工事費				
II	共通費・諸経費				
	計				
III	消費税				
	合計				

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示による改正後の奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後の年度分の補助金について適用し、平成18年度までの年度分の補助金については、なお従前の例による。
(平成19年3月29日揭示済)

奈良市告示第175号

奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 木造住宅の1階部分の地震に対する安全性の向上を図るため、木造住宅の所有者等に対し耐震性を高める改修工事に要する経費について、予算の範囲内で既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 目視による建物の外観及び内観の調査、壁量の計算等により、地震に対しての建物の安全性を建築士が評価することをいい、その方法については、財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」と同等以上の効力を有するものをいう。
- (2) 補助対象住宅 昭和56年5月31日以前に建築され、専用住宅又は併用住宅として使用されている在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法の住宅及び木造と他の構造の立面的な混構造住宅の木造部分(3階建て以下のものに限る。)で、建築士が行う耐震診断において、保有水平耐力計算による場合にあっては保有水平耐力を必要保有水平耐力で除して得た数値の最小値、限界耐力計算による場合にあっては安全限界時の限界耐力を作用する地震力で除して得た数値の最小値(以下「構造評点」という。)が0.7未満と診断されたものをいう。ただし、丸太組構法の住宅、旧建築基準法第38条認定の住宅及び型式適合認定によるプレハブ工法の住宅を除く。
- (3) 耐震改修工事 補助対象住宅の1階部分の構造評点を0.7以上とするために施工する工事をいう。
(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「対

象者」という。)は、次のいずれにも該当する者とする。
(1) 市内に存する補助対象住宅の所有者(共有の住宅にあっては共有者全員の合意による代表者)であること。
(2) 補助対象住宅について市内に本店、支店、営業所等がある建設業許可業者が耐震改修工事を行うこと。
(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象者が補助対象住宅の耐震改修工事に要した経費とする。
(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(100,000円を限度とし、1,000円未満の端数は切り捨てる。)とする。

2 補助金の交付は、補助対象住宅1棟につき、1回限りとする。

3 補助金の交付は、対象者ごとに、1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 小規模耐震改修工事費見積書(別記第1号様式)
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真
- (3) 補助対象住宅の建築時の建築確認通知書、検査済証、登記事項証明書等その建築時期が確認できる書類の写し
- (4) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類及び所有者以外の者が補助対象住宅を使用している場合は、耐震改修工事を施工することについての使用者の同意書
- (5) 耐震診断の結果の写し
- (6) 建築士が作成した1階部分の構造評点が0.7以上となる耐震改修工事計画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

(耐震改修工事の着手)

第7条 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付決定日から30日以内に耐震改修工事に着手するものとする。

(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、耐震改修工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事の着手前、工事中及び完了時の工事写真
- (2) 小規模耐震改修工事費精算書(別記第2号様式)
- (3) 耐震改修工事に要した経費の領収書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱の一部改正)

2 奈良市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱(平成18年奈良市告示第239号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「プレハブ工法の住宅」の次に「並びに奈良市既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金交付要綱(平成19年奈良市告示第175号)の規定により既存木造住宅小規模耐震改修工事補助金を受けた住宅」を加える。

第2号様式 (第8条関係)

別記
第1号様式 (第6条関係)

年 月 日

小規模耐震改修工事費精算書

年 月 日

小規模耐震改修工事費見積書

住 所
施工者

住 所
施工者

㊦

次のとおり精算いたします。

㊦

次のとおり見積りいたします。

- 1 工事場所
- 2 指令番号
- 3 精算額
- 4 耐震改修工事費精算内訳

- 1 工事場所
- 2 見積額
- 3 耐震改修工事費見積内訳

耐震改修工事費	
I 直接工事費	円
II 共通費・諸経費	円
計	円
III 消費税	円
合計	円

耐震改修工事費	
I 直接工事費	円
II 共通費・諸経費	円
計	円
III 消費税	円
合計	円

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類

【添付書類】耐震改修工事費内訳を示す書類

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第176号

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱の一部を改正する告示

奈良市既存木造住宅耐震診断員派遣事業要綱（平成18年奈良市告示第327号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づき奈良県知事の登録を受けている市内の建築士事務所に属し」を「社団法人奈良県建築士会奈良支部の正会員であり」に改める。

第3条中「建築士法第27条の2の規定による指定を受けた法人の会員」を「社団法人奈良県建築士会奈良支部」に改める。

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第177号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・2・100号三条菅原線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第178号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）道路事業 3・4・103号奥柳登美ヶ丘線の事業計画の変更の認可に係る図書の写しの送付がありましたので、同法第63条第2項において準用する同法第62条第2項の規定により次の場所で公衆の縦覧に供します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

縦覧場所

奈良市二条大路南一丁目 1番 1号

奈良市都市計画部街路公園課

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
服部 医院	奈良市角振町15服部ビル 2F	平成19年 3月31日

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第180号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
服部 医院	奈良市角振町15服部ビル 2F	平成19年 4月 1日
よもさ痛みクリニック	奈良市四条大路五丁目 1-55	平成19年 4月 3日
梅の木クリニック	奈良市尼辻中町10-25	平成19年 4月 9日
にいのみ小児科	奈良市藤ノ木台三丁目 4-17	平成19年 4月23日
ゆうき薬局	奈良市東紀寺町二丁目10-12	平成19年 4月 1日
さかもと薬局 尼辻店	奈良市尼辻中町10-27	平成19年 4月 1日
サエラ薬局 登美ヶ丘店	奈良市中登美ヶ丘六丁目 3-3 リコラス登美ヶ丘A棟 1F	平成19年 4月 1日
薬局セブン ファーマシー 藤ノ木台店	奈良市藤ノ木台三丁目 3-26	平成19年 4月 1日

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第181号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を休止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

医療機関の名称	医療機関の所在地	休止年月日
矢倉内科クリニック	奈良市朱雀三丁目3-6	平成19年3月1日

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第182号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、次のとおり結核指定医療機関を指定しましたので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により告示します。

平成19年 3月29日

奈良市長 藤原 昭

名称	所在地	指定年月日
薬局セブンファーマシー藤ノ木台店	奈良市藤ノ木台三丁目3-26	平成19年3月20日
さかもと薬局 尼辻店	奈良市尼辻中町10-27	平成19年3月23日
サエラ薬局 登美ヶ丘店	奈良市中登美ヶ丘六丁目3-3 リコラス登美ヶ丘A棟1F	平成19年3月23日

(平成19年 3月29日揭示済)

奈良市告示第183号

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱を廃止する告示

奈良市不当要求行為等の対策に関する要綱（平成16年奈良市告示第148号）は、廃止する。

附 則

この告示は、平成19年 4月1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第184号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一

部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱の一部を改正する告示

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱（平成17年奈良市告示第503号）の一部を次のように改正する。
第5条から第7条までを次のように改める。

(助成の決定)

第5条 市長は、申請書を受理した場合において、助成対象者であると認めるときは、重度心身障害者老人等医療費助成受給者台帳（以下「受給者台帳」という。）に登載するものとする。

(助成金の交付)

第6条 市長は、診療報酬明細書（訪問看護療養費明細書を含む。）又は連名簿により、受給者台帳に登載された者（以下「受給者」という。）が一部負担金を支払ったことを確認の上、助成金を交付するものとする。

(届出)

第7条 受給者は、次の各号に掲げる事由が発生したときは、速やかに重度心身障害者老人等医療費助成変更届（別記第2号様式）により市長に届け出なければならない。

- (1) 受給資格を有しなくなったとき。
- (2) 氏名、住所又は重度心身障害者老人等医療費助成申請書に記載した申請者の口座を変更したとき。
- (3) 加入医療保険に変更があったとき。

第8条を削り、第9条を第8条とする。

別記第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第4条、第7条関係）

㊦

重度心身障害者老人等医療費助成申請書

受 給 者 番 号					

次のとおり、重度心身障害者老人等医療費助成資格認定及び助成金の支給を申請します。なお、受給期間中に市長が受給者、配偶者及び扶養義務者の市民税の課税状況を調査することを承諾します。

年 月 日

(あて先) 奈良市長

住 所 奈良市

フリガナ

申請者

氏 名

㊦

生年月日 年 月 日

電 話 - -

受給者	氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	住所（申請者と異なる場合のみ記入）
	フリガナ		男 女	年 月 日	

申 請 事 由		
1 心身障害者になったため		
2 母子家庭になったため		
3 転入		
4 老人保健加入		
5 その他（ ）		
身障手帳（1・2級）	県・市第 号	
療育手帳（A・B）	府・県第 号	
事由発生日	年 月 日	

加 入 医 療 保 険			
記 号	番 号		
被 保 険 者 氏 名		受 給 者 との続柄	
被 保 険 者 住 所			
保険者番号			
保険の名称			
資 格 認 定 年 月 日	年	月	日

口 座 振 替 依 頼 欄				
金 融 機 関 名	支 店 名	口 座 番 号	種別	口 座 名 義 人
銀行 信用金庫 農 協	本 店 支 店 出張所		普通 当座 貯蓄	フリガナ
金融機関コード	支店コード			

第2号様式(第7条関係)

重度心身障害者老人等医療費助成変更届

年 月 日

(あて先) 奈良市長

届出者住所

氏名 ⑩

電話 - -

次のとおり届け出ます。

受給者氏名			生年月日	年 月 日		
1 氏名変更	新				老人保健法医療受給者番号	
	旧					
2 住所変更	新	奈良市				
	旧	奈良市				
3 加入医療 保険変更	新	記号	番号			
		被保険者氏名			受給者との続柄	
	旧	保険者番号	保険の名称			
		保険の名称				
4 口座変更	新	金融機関名	支店名	種別	口座名義人	
		銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所	普通 当座	フリガナ	
	旧	金融機関コード	支店コード	貯蓄	口座番号	
		金融機関名	支店名	口座名義人		
5 資格喪失	理由	死亡	転出	生活保護	その他()	
変更・喪失 年月日	年 月 日					

別記第3号様式を削る。

附則

(施行期日)

- この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この告示による改正後の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- この告示の施行の際、現に重度心身障害者老人等医療

費交付請求書の用紙の交付を受けている者は、新要綱第5条の規定にかかわらず、施行日において重度心身障害者老人等医療費助成受給者台帳に登載されるものとする。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市告示第185号

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条の規定による予防接種を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項及び第5条の規定により、次のとおり公告します。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

- 1 予防接種の種類、予防接種の対象者の範囲並びに予防接種を行う期間及び場所

予防接種の種類	予防接種の対象者の範囲	予防接種を行う期間	予防接種を行う場所
ジフテリア・百日せき・破傷風 (三種混合)	生後3月から生後90月に至るまでの間に ある者	平成19年4月1日から 平成20年3月31日まで	別紙のとおり
結核 (BCG)	生後3月から生後6月に至るまでの間に ある者		
麻しん又は風しん (MR)	1. 生後12月から生後24月に至るまでの 間にある者 2. 5歳以上7歳未満の者であって、小 学校就学の始期に達する日の1年前 の日から当該始期に達する日の前日 までの間にあるもの		
日本脳炎	1. 平成16年4月1日以前の生まれで生 後90月に至るまでの間にある者 2. 9歳以上13歳未満の者		

- 2 接種不適当者

- (1) 明らかな発熱(37.5℃以上)を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシー(即時型アレルギーのなかで最も迅速な過敏反応)を呈したことが明らかな者
- (4) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

- 3 接種要注意者

- (1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する者
- (2) 予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- (3) 過去にけいれんの既往のある者
- (4) 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- (5) 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギー

を呈するおそれのある者

- (6) 結核に係る予防接種にあつては、過去に結核患者との長期の接触がある者その他の結核感染の疑いのある者

- 4 料金

- (1) ジフテリア・百日せき・破傷風、麻しん又は風しん、BCGは無料
- (2) 日本脳炎は1回につき500円。ただし、予防接種法第24条ただし書の規定により生活保護世帯からの実費徴収は行わない。
- (3) 予防接種通知書を持参しない者は有料(全額負担)

- 5 その他

不明な点については、奈良市市民生活部衛生課に問い合わせてください。

別紙省略

(平成19年3月30日揭示済)

奈良市告示第186号

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱

奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱（平成4年奈良市告示第121号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 奈良市内に所在する文化財の管理、修理、復旧、公開その他文化財の保存及び活用に要する経費の一部に充てさせるため、予算の範囲内で文化財保存事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「文化財」とは次の各号に掲げるものをいい、その用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市指定文化財 奈良市文化財保護条例（昭和53年奈良市条例第7号）第4条の規定により指定された文化財をいう。
- (2) 国指定文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条、第71条、第78条若しくは第109条の規定により指定された文化財又は同法第147条の規定により選定された文化財の保存技術で、奈良市内に所在するものをいう。
- (3) 県指定文化財 奈良県文化財保護条例（昭和52年奈良県条例第26号）第4条、第25条、第31条若しくは第38条の規定により指定された文化財又は同条例第47条の規定より選定された文化財の保存技術で、奈良市内に所在するものをいう。
- (4) 旧月ヶ瀬村指定文化財 月ヶ瀬村の編入の際、現に月ヶ瀬村文化財保護条例（昭和54年月ヶ瀬村条例第4号）の規定により月ヶ瀬村指定文化財に指定されている文化財（前3号に該当するもの及び教育委員会が定めるものを除く。）をいう。
- (5) 旧都祁村指定文化財 都祁村の編入の際、現に都祁村文化財保護に関する条例（昭和42年都祁村条例第10号）の規定により都祁村指定文化財に指定されている文化財（第1号から第3号までに該当するもの及び教育委員会が定めるものを除く。）をいう。

（補助事業者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 前条に定める文化財の所有者、保持者、保持団体、管理者、管理団体及び文化財の保護を目的とする団体
 - (2) その他市長が適当と認める団体
- 2 前項の規定にかかわらず、国の機関、地方公共団体及び独立行政法人は、補助事業者としない。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 市指定文化財、旧月ヶ瀬村指定文化財又は旧都祁村

指定文化財に係る別表第1の事業。ただし、事業内容及び補助事業者は、同表に掲げるものに限るものとする。

- (2) 文化財保存事業費及び文化財保存施設整備費関係補助金交付要綱（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に基づき国の補助金の交付を受けて行う事業
- (3) 奈良県文化財保存事業費補助金交付要綱に基づき県の補助金の交付を受けて行う事業
- (4) 文化財の保護を目的とする団体が行う、市内に所在する文化財の保存、活用、公開、伝承又は管理の事業
- (5) その他市長が特別の理由があると認める事業

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請前に事業計画について市長と協議するものとする。

（補助対象経費及び補助額）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費から雑収入等を控除したものとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の額に別表第2に定める補助率を乗じて得た額又は定額とする。
- 3 補助金の限度額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、当該限度額を超えて補助金を交付することがある。

- (1) 市指定文化財に係る補助金
 - 1 事業につき各年度2,500万円
- (2) 国指定文化財又は県指定文化財に係る補助金
 - 1 事業につき各年度1,000万円
- (3) 旧月ヶ瀬村指定文化財に係る補助金
 - 1 事業につき100万円
- (4) 旧都祁村指定文化財に係る補助金
 - 1 事業につき10万円

（補助金の交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に、同条各号に掲げる書類のほか必要に応じて計画した補助対象事業の概要が分かる図面及び現況写真を添えて市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、同条各号に掲げる書類のほか完了した補助対象事業の概要が分かる図面及び完了写真を添えて市長に提出しなければならない。

（維持管理）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けた文化財及び土地、建物、設備、用具等の補助対象事業により取得し、又は効用の増した財産を適正に管理しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の日前に、この告示による改正前の奈良市文化財保存事業費補助金交付要綱の規定により補助別表第1（第4条関係）

金の交付を受け実施している事業に係る補助金については、事業が終了するまでの間、なお従前の例による。

区分	事業区分	事業内容	補助事業者
有形文化財 (建造物)	保存事業	保存修理 防災施設 環境保全	所有者 管理者 管理団体
		民家保存管理施設	所有者
	維持管理事業	防災設備保守点検、小修理、環境整備	所有者 管理者 管理団体
有形文化財 (建造物を除くもの)	保存事業	保存修理 防災施設 保存施設	所有者 管理者 管理団体
	維持管理事業	防災設備保守点検、くん蒸・殺虫	
無形文化財	保存事業	伝承	保持者 保持団体
民俗文化財	保存事業	伝承	保持団体
		保存修理 防災施設	所有者 管理者 管理団体
		保存施設	所有者 保持団体 管理団体
	維持管理事業	防災設備保守点検、小修理、環境整備	所有者 管理者 管理団体
記念物	保存事業	保存修理 防災施設 天然記念物再生事業	所有者 管理者 管理団体
	維持管理事業	防災設備保守点検、小修理、荒廃防止	

別表第2（第5条関係）

1 第4条第1項第1号の事業

補助対象事業		事業規模指数		補助率・補助額
市指定 文化財	保 存 事 業	土地、建物の保 存修理等	左記以外	
				0.1未満
		0.1以上 0.2未満	0.01以上 0.05未満	100分の73

	0.2以上 0.3未満	0.05以上 0.2未満	100分の76
	0.3以上 0.6未満	0.2以上 0.5未満	100分の79
	0.6以上 1.5未満	0.5以上 1.0未満	100分の82
	1.5以上 3.5未満	1.0以上 2.5未満	100分の85
	3.5以上 10.0未満	2.5以上 5.0未満	100分の88
	10.0以上	5.0以上	100分の90
維持管理事業			定額
旧月ヶ瀬村指定文化財			100分の50以内の額
旧都祁村指定文化財			100分の100以内の額

2 第4条第1項第2号の事業

補助対象事業		補助率				
国指定文化財	指定文化財管理費補助事業を除く事業	事業規模指数		有形文化財	無形文化財 民俗文化財 文化財保存技術	記念物
		土地、建物の保存修理等	左記以外			
		0.1未満	0.01未満	100分の3	—	100分の5
		0.1以上 0.2未満	0.01以上 0.05未満	100分の3	—	100分の8
		0.2以上 0.3未満	0.05以上 0.2未満	100分の3	100分の1	100分の11
		0.3以上 0.6未満	0.2以上 0.5未満	100分の4	100分の4	100分の14
		0.6以上 1.5未満	0.5以上 1.0未満	100分の4	100分の7	100分の15
		1.5以上 3.5未満	1.0以上 2.5未満	100分の5	100分の10	100分の15
		3.5以上 10.0未満	2.5以上 5.0未満	100分の5	100分の13	100分の15
		10.0以上	5.0以上	—	100分の15	100分の15
指定文化財管理費補助事業			100分の20			

3 第4条第1項第3号の事業

補助対象事業		補助率		
県指定文化財	指定文化財管理費補助事業を除く事業	事業規模指数		
		土地、建物の保存修理等	左記以外	
		0.1未満	0.01未満	100分の20
		0.1以上 0.2未満	0.01以上 0.05未満	100分の23
		0.2以上 0.3未満	0.05以上 0.2未満	100分の26
		0.3以上 0.6未満	0.2以上 0.5未満	100分の24
		0.6以上 1.5未満	0.5以上 1.0未満	100分の27
		1.5以上 3.5未満	1.0以上 2.5未満	100分の25
		3.5以上 10.0未満	2.5以上 5.0未満	100分の28
		10.0以上	5.0以上	100分の30
指定文化財管理費補助事業		100分の20		

4 第4条第1項第4号の事業

補助対象事業	補助額
文化財の保護を目的とする団体が行う、市内に所在する文化財の保存、活用、公開、伝承又は管理の事業	定額

5 第4条第1項第5号の事業

補助対象事業	補助額
その他市長が特別の理由があると認める事業	定額

備考

- 1 事業規模指数とは、次の式により算出される数値とし、その方法については、重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災事業費国庫補助要項（昭和54年5月1日文化庁長官裁定）に準じる。

$$\text{事業規模指数} = \frac{\text{補助対象となる総事業費} / \text{当該補助事業の施工年度数}}{\text{当該補助事業者の財政規模}}$$

- 2 「土地、建物の保存修理等」とは、建造物保存修理・防災施設、美術工芸品及び民俗文化財の保存施設・防災施設、有形民俗文化財である建物の保存修理並びに史跡・名勝保存修理・防災施設をいう。

（平成19年3月30日揭示済）

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第187号

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市介護予防教室運営事業実施要綱（平成18年奈良市

告示第185号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要介護状態になるおそれのある高齢者」を「要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となるおそれの高い虚弱な高齢者(以下「特定高齢者」という。)」に改める。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 在宅の65歳以上の特定高齢者であること。

第2号様式(第5条関係)

第2条第2号中「要介護状態」を「要介護状態等」に改める。

第3条第1項中「委託して実施する」を「委託できる」に改める。

第4条中「要介護状態」を「要介護状態等」に改める。
別記第2号様式を次のように改める。

同 意 書

1 運動器の機能向上教室

運動器の機能向上教室は、各自の能力に応じた運動メニュー(ストレッチ、筋力トレーニングなど)を行うことで、体力の向上及び生活の活性化を目標とするものです。

2 運動中起こりうる危険性について

筋力トレーニングを行っている時に何らかの不測の変化が現れることがまれにあります。これには、異常な血圧の変化、めまい、不整脈、まれに心不全、脳卒中及び死亡事故などが含まれます。当プログラムでは運動中の事故を防ぐために血圧、脈はく測定などを随時行い、安全に運動が行えるように努力していきます。

3 利用者の責任

安全にトレーニングを進めて効果をあげるためには、各自に決められた運動メニュー(運動の強さや回数及び運動の種類)を守ることが大切です。良い結果を得るため、以下の注意事項を守るようにしてください。

- ・調子の悪い時は運動をしない。
- ・いつもと違う症状(いつもは感じない息苦しさや背中^きの痛み、ひどい疲れ、動悸、めまい、関節の痛み等)がある場合はスタッフに報告する。
- ・生活の範囲を広げるように努力する。

4 承諾

私は、運動器の機能向上教室に参加することに同意します。私の責任についても理解しました。トレーニング参加に伴う危険性、プログラム内容を承諾し、同意します。

年 月 日

参加者(署名)

家族(署名)

附 則

この告示は、平成19年4月1日から施行する。
(平成19年3月30日揭示済)

奈良市告示第188号

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者緊急通報システム実施要綱(昭和63年奈良市告示第76号)の一部を次のように改正する。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式(第9条関係)

緊急通報システム 申請事項変更
資格喪失
辞 退 届

(あて先) 奈良市長

年 月 日

住所
届出者 氏名 ㊟
(本人との続柄)
電話

緊急通報システムの利用について、次のとおり届出します。

利用者	住所	奈良市		
	フリガナ氏名		年 月 日	生(歳)

変更事項	変 更 前	変 更 後		
1 住所	奈良市	奈良市		
2 電話番号	- -	- -		
3 緊急連絡先	フリガナ氏名			
	住所			
	生年月日	年 月 日(歳)	年 月 日(歳)	
	電話番号			
4 協力員	変更前	フリガナ氏名		
	変更後	フリガナ氏名	住所 奈良市	
			続柄	生年月日 年 月 日(歳)
			職業	電話番号
		(男・女)		
	変更前	フリガナ氏名		
	変更後	フリガナ氏名	住所 奈良市	
			続柄	生年月日 年 月 日(歳)
			職業	電話番号
		(男・女)		
	変更前	フリガナ氏名		
	変更後	フリガナ氏名	住所 奈良市	
		続柄	生年月日 年 月 日(歳)	
		職業	電話番号	
	(男・女)			
5 その他	資格喪失・辞退理由()			

(裏面にも記入してください。)

(民生委員記入欄)

対象世帯の状況は、次のとおりです。

((1)~(3)のうち該当する事項を補充の上、○印をつけてください。)

(1) ひとり暮らし

(2) 高齢者世帯で、他の同居者も虚弱である。

(3) その他

--

民生委員 住 所

氏 名

Ⓜ (電話 - -)

(協力員の変更に当たっては、次の承諾書に記入して下さい)

承 諾 書

年 月 日

(利用者) 住 所

氏 名

Ⓜ

奈良市在宅高齢者緊急通報システムの利用者として、このシステムの運営上必要な次の事項について承諾します。

- 1 緊急通報データとして記録された情報をこのシステムの推進に必要な範囲で活用すること。
- 2 基地局からの通報により訪問した協力員が、必要な範囲において敷地又は住居に立ち入ること。
- 3 基地局からの通報により訪問した協力員が、安否を確認するために行つた必要、かつ、やむを得ない行為により受けた損害については、協力員はその損害の責めを負わないこと。
- 4 緊急通報システムの利用中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、奈良市及び協力員はその責めを負わないこと。

経由機関：	地域包括支援センター受付欄	市 受 付 欄
担 当 者： TEL -		
地域包括支援センター 確認欄		

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第189号

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市配食サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市配食サービス事業実施要綱（平成6年奈良市告示第97号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項に次の1号を加える。

(14) 社会福祉法人大和まほろば会

第7条第1項に次の1号を加える。

(3) 第11条に定める利用料を故意に1月以上滞納したとき又は滞納が1月未満であっても支払の意思が確認できないとき。

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第190号

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市在宅高齢者紙おむつ等支給事業実施要綱（平成12年奈良市告示第137号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次の1号を加える。

(4) 要介護者が市町村民税課税世帯に同居したとき。

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第191号

奈良市家族介護慰労金支給要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市家族介護慰労金支給要綱の一部を改正する告示

奈良市家族介護慰労金支給要綱（平成13年奈良市告示第305号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 申請日の属する年に市外から転入した者にとっては、世帯全員の当該年度分の市町村民税が非課税であることを証明できる証票

(2) 相手方登録申請書

別記第1号様式中

「 介護保険のサービスを利用しないで、次のとおり要介護者を在宅で介護していたので、奈良市家族介護慰労金支給要綱第4条の規定により、家族介護慰労金の支給を申請します。」

「 介護保険のサービスを利用しないで、次のとおり要介護者を在宅で介護していたので、奈良市家族介護慰労金支給要綱第4条の規定により、家族介護慰労金の支給を申請します。」

また、家族介護慰労金の支給決定に必要があるに、ときは、奈良市において、世帯の課税状況並びに要介護者の要介護認定状況、介護保険のサービス受給状況及び入院の状況を調査することについて承諾します。」

氏 名

フリガナ
氏 名

振込口座	銀行	本店 支店	種 目	普通 当座 貯蓄
	信用金庫		口座番号	
	農協		ふり 名	がな 義

振込口座	銀行	本店 支店	種 目	普通 当座 貯蓄
	信用金庫		口座番号	
	農協		ふり 名	がな 義

添付書類 1 申請年に市外から転入した者にとっては、世帯全員の当該年度分の市町村民税非課税証明書
2 相手方登録申請書

改める。

附 則

この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第192号

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱を廃止する告示を次のように定める。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱を廃止する告示

奈良市在宅高齢者寝具乾燥消毒サービス事業実施要綱(平成8年奈良市告示第163号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成19年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日前に寝具乾燥消毒サービスの利用決定を受けた者は、平成19年 9月30日まで寝具乾燥消毒サービスを利用できるものとする。

(平成19年 3月30日揭示済)

奈良市告示第193号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成19年 3月30日

奈良市長 藤原 昭

指定施術者の氏名		施術の種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の 所在地		
乾 光一		柔道整復	平成19年 3月27日
西登美施術所 (乾 光一・ 万徳一仁)	奈良市西登美 ヶ丘一丁目4 - 8		

(平成19年 3月30日揭示済)